婦人と年少者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可　昭和三十一年十月五日発行（毎月一回五日発行）　第四巻　第九号

M. Tsuka '55

39

第10回 働く年少者の保護運動

婦人少年協会

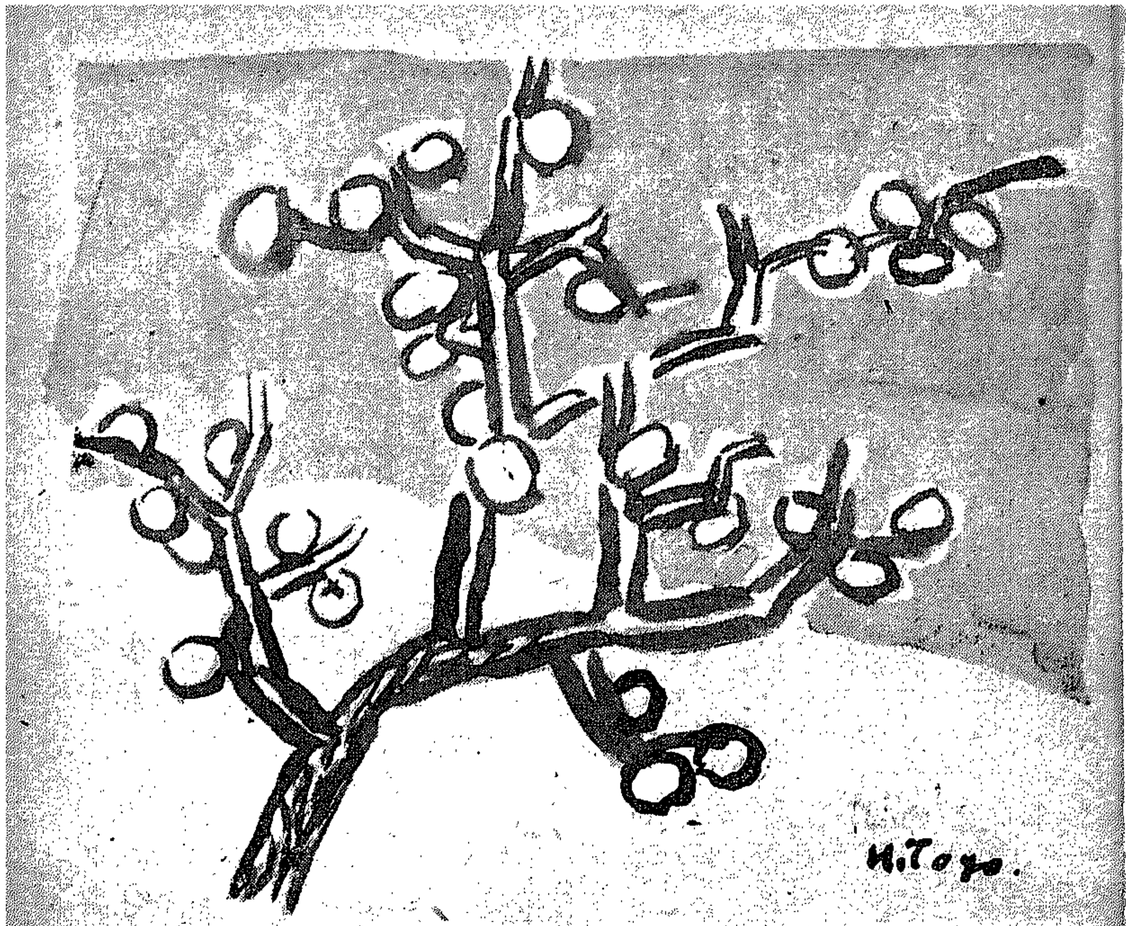

婦人と年少者 三十九号 目次

働く年少者の福祉のために地域社会の協力を……谷野せつ…2
第十回働く年少者の保護運動の実施について……年少労働課…3
年少労働者の現状……年少労働課…6
働く年少者の福祉施設と団体活動について……年少労働課…13
製パン工場の年少者たち……大久保マサ…17
新潟県における簡易家事サービス職業補導所について……小林健太郎…18
世界婦人労働者会議に参加して……山本あや…20

資料室

新聞配達児童の実態……23
戦後における婦人問題文献目録(6)……28
婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について(次官通達)……29
売春防止特別活動実施要領……30
全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数……31
七～八月婦人界の動き……32
女子の就職者数と完全失業者数の平均現金給与……表紙の3
◇本協会東京支部の結成について……22
◇婦人少年局ニュース……19
◇ごらんになりましたか……30
表紙……塚谷政義
扉……甲斐仁代

第10回
働く年少者の保護運動

11月1日－10日

働く年少者の福祉のために
地域社会の協力を

労働省婦人少年局長　谷野せつ

あらゆる産業に働く年少者のなかで、特に問題なのは中小企業に働く年少者のことであろう。中学校から年々おくり出される百数十万の年少者のなかで、その半数に近いものは上級学校への進学を断念して、直ちに労働に就くものであるが、その七割に近いものは中小企業に働いている。そうして大人の労働市場の狭さから、中小企業に働く年少者は年々に増大しているのである。

けれども中小企業、とりわけ零細企業は働く年少者にとつて、必ずしも労働のよい環境を提供しているとは考えられない。一般的には経営の基盤がよわく、労働条件もめぐまれない。また労働組合の組織はおそろしく低く、年少者の取扱いについても、その地域の生活慣習のなかで、福祉以前の問題を残すものも少くない。かつて婦人少年室長会議の折にも、仕事の覚えが悪いからといつて、靴のなめし皮でたたかれ、食事もろくに与えられなかつた年少者が室に逃げ出して来たことについて、徒弟という名の年少者の保護について論議が交わされたことがあつた。また最近婦人少年局が実施した五人未満の零細企業に働く年少者の調査によると、非工業部門では、休日が漸く月二回というのもかなりに見出された。零細企業では商店といわず、工場といわず、或は農村、漁村なと、年少者がそれほど省みられることもなく、朝から夜おそくまで、毎日の労働に、どんなに向上の意欲をすりへらすまで働いていることであろう。

年少者の保護については、今日では労働基準法がしかれて、その法制は世界水準にまで整備されており、一応問題はないといえるかも知れない。けれどもそれだからといつて、その監督を強化するだけで、年少者の保護のことが完全であるとは云えない。何となれば年少者は働きながらも、将来の産業人として、市民として、成長してゆかなければならないからである。労働基準法は年少者の成育を阻害する労働の危険、最少限度の保護の役割を果すものであろう。けれども、それだけで年少者の心身の成育が満されるものではない。年少者が市民として産業人としての発育がなされるためには、全人格として、あらゆる角度から保護や福祉のことが考えられなければならない。そうして、それは社会が将来の希望を年少者に託す、最も意味の深い所以のものである。

ところがこうした年少者の保護や福祉に対して、社会は今までとれだけのことをして来たと云えるであろうか。零細企業に働く年少者の間には、一年に一回の健康診断の機会さえ与えられていないものが少くない。遠く親許を離れて、相談相手もなく、もんもんの心を、その日の労働にあえぎながら、向上の意欲を打ちひしがれてしまうものも少くないであろう。また煌々と明るい照明の下に、一方ではナイターが毎夜のように催されているのに、遊戯や娯楽の機会さえめぐまれないで、青春をもてあましている年少者達が、世間にはどんなに多いことであろう。そうしてこれらのことは、ただ、労働基準法など、法律の力では到底満たし得ようもないものである。

私が海外を旅して、しみじみと感じたことは、子供のこと、働く年少者のことは、社会の関心が実によくゆきとどいていることであった。民主社会の国々では、相互依存のことがよく理解され、自分の幸福は隣りの幸福によつて導かれることがよく理解され、そうして働く年少者の福祉

題です。しかも、最近の雇用のすう勢は中小企業に就業する年少者や接客娯楽業務に就業する者が増える傾向がみられます。

本年三月中学校卒業者は約一八五万人で、二九年三月卒業者一五三万に比べて三二万の増加となつており、本年卒業の就業者は卒業者の四三%にあたる八〇万人となつています。そしてこのうち半数が農業・漁業、その他の家業に従事し、残りの半数約四〇万人が雇用されるものとみてよいでしょう。

ところで、公共職業安定所と学校で取扱つた就職者は約三七万人で、事業場の規模別にみると次のとおりです。

三一年三月中学校卒業者の就職状況

事業規模	就職者数	割合
	人	%
一〇〇人以上	九六、一九五	六二・二
五〇～九九	三九、八八一	一〇・八
一五～四九	七五、七五四	二〇・六
五～一四	七八、二八二	二一・三
四人以下	七七、六二八	二一・一
計	三六七、七四〇	一〇〇・〇

一〇〇人以上の事業場に就業した者は二六%にすぎず、規模の小さい事業への就業者が極めて多いことがわかります。労働基準法適用事業に働く年少者のうち、その一部についてみますと次のような傾向がみられます。

年少労働者数の指数

	工業	商業	接客娯楽
二三年	六一六	四五	五
三〇年	五〇〇	一・二一	一四

工業では一〇万近く減つていますが、商業や接客娯楽部面では三倍近い増加となつています。

このような傾向は年少者がますます労働条件や労働環境の悪い部面に増加することを示すものといえます。

次に年少労働者の離職状況にふれてみましょう。東京、愛知、大阪は年少労働者の最も多いところで、他府県からも多数の年少者が入つてきますが、この三都府県に今年新たに就職した年少者のうち約一万名についての調査では次のような結果がでています。

規模別離職者数（就職後六か月間）

規模	就職者数	離職者数	離職率
	人	人	%
一〇人未満	二三三一	一一〇	四七・四
一〇～四九	一、一四二	三三六	二八・五
五〇～一〇〇	一、三六〇	二一四	一五・七
一〇〇人以上七、〇四八		三三六	五・二
不明	二六九	二六	一
計	一〇、〇五一	一、〇一二	一〇・一

全体では一〇・一%の離職率ですが規模の小さくなる程離職率は高まり、一〇人未満の事業場では就職者の約半数が離職するという驚くべき状態です。離職者の七五%は就職後三月以内にやめております。

離職の理由の主なるものを割合の高いものからみると次のとおりです。

設備や環境が悪い	一〇・五
体にむりな仕事だった	九・八
勤め先が将来の見込がない	七・三
賃金が安い	七・三
指導する人がよくない	六・七
労働時間が長過ぎる	六・七
仕事がつまらなかった	六・七
離職の理由からみても中小企業の実態の一端がうかがわれます。	

全企業数の九九%を占める中小企業は何といつてもわが国の産業を支える土台ですから、それを育成助長することなしには産業経済の発展も望まれませんし、ひいては年少労働者の保護福祉の向上にも大きな期待はもてません。しかし、そうだからといつてあきらめてしまつたのではいつになつても年少労働者は陽のあたる場所にでられません。勿論事業主にも最善の努力を払つて頂かなければなりませんが、年少者の問題は国の行政機関や個々の事業主だけでなく、広く一般社会の人々の協力と責任のもとに具体的に解決していくことが必要です。今年の運動目標が地域社会の協力におかれたのもこのような見地からです。では、地域社会としてどんな問題を解決したらよいでしょうか、次に二三の例をかかげてみましょう。

(1) 地域社会には公民館・公会堂・図書館・体育館・視聴覚資料館などの公共施設があります。このような施設を年少労働者に利用し易くすることはできないでしょうか、例えば図書館の休日を日曜日以外に振替えて日曜に開館すれば年少労働者も利用できます。小学校や中学校などの校庭や講堂などの解放利用ができたらこれだけでも豊富な場所と機会を与えることになります。解放校というのが実験的に行われている例もあります。

(2) 右のような施設を利用して、年少労働者の教養の向上やレクリエーションのためのつどいを持つたり、講座をひらくこともできるでしょう。PTAや婦人団体などの中から適当な指導者を見出すこともできるでしょう。福井県武生市の例では約四〇〇名の働く年少者が会員となつて、レクリエーションや教養のための活動や行事を計画的に行つています。労働組合、使用者団体、地域の有志の方々が指導援助しています。

(3) 業種別や地域別に事業主が共同して年少者のレクリエーションや教養講座、職業上の教育や訓練を行うこともできるでしょう。また安全や衛生管理のために共同して知識経験のある管理者をおくこともできるでしょう。

(4) 市や町の当局に対して施設をつくつてもらうことをお願いすることもよいでしょう。

その他身近なところから実行できることがある筈です。地域の団体や人々がその方法などを研究する懇談会などをもつてそれを押し進めて頂きたいものです。

第十回働く年少者の保護運動実施要綱

一、趣旨

働く年少者は心身共に成長期の不安定な状態にあり、労働から受ける影響は大きく、あらゆる面で保護育成されなければならない。ことに年少労働者総数の約七割は中小規模事業場に働いており、これらの職場における労働条件、労働環境は必ずしも良好とはいえず、年少者の特殊性に即した扱い方についても考慮されるべき余地が多い。ここにおいて、使用者、労働組合の一層の理解と努力が要請されることはいうまでもないが、同時に一般社会、特に地域社会の人々が、年少労働問題を正しく理解し、年少者に明るい健全な生活がいとなめるよう、その保護、福祉の向上について協力、援助されることが望ましい。ここに社会各層の協力を得て第十回働く年少者の保護運動を全国的に展開する。

二、目標

地域社会の協力により、年少労働者の保護福祉の向上をはかる。

三、期間（昭和三十一年十一月一日―十日（十月中を準備期間とする。）

四、主唱 労働省

五、賛助（省略）

六、実施事項

（一）労働省の行う事項

1、準備期間中に行う事項

(1) 啓発宣伝資料の作成

(2) ラジオ、新聞、機関紙（誌）等による宣伝

(3) 各機関、団体等への協力要請

2、運動期間中に行う事項

(1) 中央大会の開催　本運動について、社会の関心をたかめ、また働く年少者を慰安激励するため東京において行う。なお、本省後援による地方大会を富山、山形の二県において行う。

(2) 働く年少者の生活文入賞者発表並びに表彰

(3) その他　本運動の趣旨にそつて行われる他機関、団体等の行事への協力

（二）労働省地方機関の行う事項

1、準備期間中に行う事項

(1) 本運動開催に関する諸般の打合せ

(2) 啓発宣伝資料の配布

(3) 働く年少者の福祉研究会議　地域社会の各種施設の現状及びその運営について検討し、同時に地域社会の各種団体の福祉活動について懇談研究し、それらがその地域の年少労働者の福祉に広く積極的に具体的援助の手をさしのべるよう関係機関の協力を得て行う。

(4) 年少労働者の扱い方についての講習並びに指導　中小規模事業場を対象とし、特に啓発が必要と判断される業種又は地域の使用者等を対象として行う。また問題のある事業場につき特別指導を実施する。

(5) 新規就職者に関する追補導　新規就職者について追補導を行い、その定着を図る。

(6) 働く年少者のための臨時相談所の開設　中小企業労働相談所の機能を活用して、街頭相談所を開設又は巡廻し、職場における苦情その他の労働生活上の問題の相談を受け、その処理にあたる。

(7) 健康相談、診断所の一時開設　地域の保健機関の協力を得て、その指導のもとに年少者の保健上の相談を受け、また診断を行う。なおこの開設については、地域の事業場の衛生管理者の協力を求める。また、特にこの開設を機として年少者の衛生及び安全について労使及び地域社会の人々を啓発するような行事を併せて行う。

2、運動期間中に行う事項

本運動の趣旨にもとづいて、各機関独自で或は協力して行うものとし、この期間の前後に予定される年少労働者に関係ある行事は可能なかぎり、この期間内に組入れて行う。

(1) 働く年少者のつどい　今回は特に、年少者の意見発表等を行い、その声を広く社会に反映させる方法をとると同時に、一般社会人多数の参加をうながす。

(2) 座談会、懇談会の開催　年少労働問題について、相互啓発をはかるために、労働関係各機関が、各々の機能に応じて開催するが、一般問題のほか、地方の特殊事情に即して業種又は地域別に問題点を取上げて、研究討議を行う。

(3) 働く年少者の生活文地方表彰　可能なかぎり、知事賞、労働基準局長賞を設けて褒彰し、年少者を激励するとともに一般の関心を深める機会とする。

(4) その他　地方事情に即した行事を行う。

（三）醵助機関、団体の行う事項

1、労働省及び労働省地方機関の行う行事への協力、援助

2、中央及び地方の各機関、団体は各々の機能に応じて趣旨にそつた行事を行うが、特に左の事項等について配慮すること。

(1) 体育施設（体育館、学校運動場及び用具等）の貸与

(2) 健全娯楽施設の解放と健全娯楽の紹介あつせん

(3) その他のレクリエーションのあつせん又は指導

(4) 健康相談所、診断所の一時開設

(5) 働く年少者のための教養講座の開催

(6) 地域の働く年少者のための慰安激励のつどい開催等

年少労働の現状

労働省婦人少年局年少労働課

年少労働者（一八歳未満の労働者、以下略）は、体格、生理的機能および精神的機能、特に知能が著しく発達する年齢である。従つてこの時期に過重な労働を行つたり、不健全な労働環境におかれると、心身の発育を阻害される場合が多いことは既に科学的に実証されている。このような特殊性にもとづいて年少労働者は法律により保護されているが、必ずしも年少者が適切な労働条件、労働環境の下で働いているとは言えない現状である。そこで年少労働の現状を理解するための参考資料として、年少労働に関する諸統計資料を提供することにした。

1、労働力人口

年少労働力人口について、総理府統計局の昭和三一年五月の「労働力調査」によると次のとおりである。一四歳～一七歳の人口は七二二万人で、労働力人口は四二・一%を占める三〇四万人である。

昭和二六年から三〇年（二一月を基準とする）までの五年間における一四歳～一七歳の労働力人口の推移を、人口に対する労働力人口の比率によつてみると、昭和二六年三八・二%、二七年四〇・一%、二八年四一・一%と漸増していたのが、二九年三七・五%、三〇年三八・四%と下降し、三一年一七歳の雇用されている年少者数を類推すると就業者の約五〇%の一五〇万弱と五月では再び四二・一%と上昇している。すなわち一四歳～一七歳の労働力人口四、四六二万人のなかで一四歳～一七歳の労働力人口四、四六二万人の占める比率は僅か六・八%である。

第1表　14～17歳の人口および労働力人口
（昭和31年5月）（単位万人）

人口	労働力人口	非労働力人口	不詳
722	304	416	2

―総理府統計局「労働力調査」―

第2表　14～17歳の人口および労働力人口
（単位万人）

	人口	労働力人口	労働力人口/人口
昭和26年11月	685	262	38.2
〃 27 〃	698	280	40.1
〃 28 〃	702	289	41.1
〃 29 〃	686	257	37.5
〃 30 〃	709	272	38.4
〃 31年5月	722	304	42.1

―総理府統計局「労働力調査」―

2、年少労働者数

前と同じ資料によると、一四歳～一七歳の労働力人口三〇四万人のうち就業しているものは九八%に当る二九八万人で、男子は一五八万人、女子は一四〇万人で、男子の方が就業者数が多くなつている。年齢別では一四歳五二万人、一五歳七九万人、一六歳八四万人、一七歳八三万人となつている。

第3表　14～17歳の年齢別就業者数
（昭和31年5月）（単位万人）

計	298
14歳	52
15歳	79
16歳	84
17歳	83

総理府統計局「労働局調査」

就業者二九八万人の、主な産業別就業者数は、農林業一四九万人（五〇・〇%）鉱工業（鉱業、製造業）六九万人（二二・五%）その他の産業八三万人（二七・九%）で、農林業および非農林業の就業者がほぼ同数である。就業者の中で雇用されている労働者数については、適切な資料がないので、昭和二五年の国勢調査によると、一四歳～一九歳の就業者の約五〇%が雇用されていて、約四九%は家族従業者であるので、前述の農林業および非農林業の就業状態と併せて一四歳～一七歳の雇用されている年少者数を類推すると就業者の約五〇%の一五〇万弱と考えられる。

次に労働基準局の資料により、労働基準法適用事業報告を提出した非農場に雇用されている年少者についてみると、昭和二六年から三〇年までの年少労働者数については、著しい変化はなくて、昭和三〇年（十二月末日）の年少労働者数は七二八、九四四人で、男子三六二、八二九人、女子三六六、一一五人で女子が僅かに多い。

年齢別では一五歳～一七歳七〇三、三八二人、一五歳未満二五、五六三人で、前年と比べると総年少労働者数および一五歳～一七歳の労働者数が減少しているにも拘らず、一五歳未満の労働者数が五、〇〇〇人余り増加していることは注目すべき現象である。

事業場規模別の年少労働者数は、労働者一〇人未満の事業場では一七六、八一三人（二四・三%）、一〇人以上五〇人未満では二三三、七九五人（三二・一%）、五〇人以上一〇〇人未満では八〇、三九三人（一一・〇%）、一〇〇人以上五〇〇人未満では一三九、一二一人（一九・一%）、五〇〇人以上一、〇〇〇人未満では四一、

第4表　労働基準法適用事業場年少労働者数

	計	15歳未満	15歳以上18歳未満
昭和29年	745,933	20,164	725,769
〃 30 〃	728,944	25,562	703,382

―労働省「労働基準法適用事業報告」―

第5表　規模別労働基準法適用事業場年少労働者数（昭和30年12月末現在）

	計	10人未満	10人以上50人未満	50人以上100人未満	100人以上500人未満	500人以上1,000人未満	1,000人以上
年少者数	728,944	176,813	233,795	80,393	139,121	42,484	56,338
比率	100.0%	24.3%	32.1%	11.0%	19.1%	5.8%	7.7%

―労働省「労働基準法適用事業場報告」―

第6表　業種別労働基準法適用事業場年少労働者数
（昭和30年12月末現在）

業種別		年少者数
全業種		728,944
1号	工業	499,836
	繊維工業	36,241
	木工及び木製品工業	100,904
	紙及び紙製品工業	34,670
	印刷及び製本業	15,509
	化学工業	197,035
	窯業及び土石製品工業	24,303
	鉄鋼業	42,377
	機械器具工業	18,736
	金属製品及び他に分類されない工業	28,387
	ガス又は電気業	1,674
2号	鉱業	4,473
	石炭鉱業	1,824
	石油鉱業	19
	金属鉱業	1,096
	非金属鉱物採取業	205
3号	土木工事業	1,311
4号	建築工事業	13,890
5号	運輸交通業	14,480
6号	貨物取扱業	2,080
7号	農林畜産業	8,976
8号	水産動植物採取業	5,367
9号	商業	121,551
10号	金融保険不動産業	7,169
11号	映画演劇興行業	1,895
12号	通信業	7,677
13号	教育研究業	3,661
14号	保健衛生業	13,493
15号	接客娯楽業	14,169
16号	清掃と屠殺業	149
17号	官公署	2,020
	他に分類されないもの	8,108

―労働基準局「労働基準法適用事業報告」―

四八四人（五・八%）、一、〇〇〇人以上では五六、三三八人（七・七%）で、労働者数一〇〇人未満の事業場で働いている年少者が四九一、〇〇一人で全体の六七%を占めている。このように中小企業（ここでは労働者数一〇〇人未満とする。以下略）で働く年少者数は多く、又総年少労働者のなかで占める比率も前年の六六%を上廻つているので、年少者が中小企業に就業する数は更に増加する傾向があるものと云えよう。

次に年少労働者が多く働いている業種を挙げると工業（四九九、八三六人）および商業（一二一、五五一人）で、この業種で働いている年少者を併せると、年少労働者総数の八五%を占め、二九年と比べると工業の年少労働者数は減少し、商業は逆に増加している。この傾向は前述の「労働力調査」の一四歳～一九歳（一四歳～一七歳の年齢区分無し）の産業別就業状況によつても裏付けられる。即ち昭和二九年三月における製造業の就業者数は一二七万人、卸売・小売業及び金融保険不動産業は七〇万人であつたのが、三〇年には前者が一〇七万人、後者が八一万人で製造業の就業者が減じ、卸売、小売業及び金融保険不動産業の就業者が増加している。又中学校卒業者の産業別就業状況（文部統計速報）によつても昭和三〇年卒業者で卸売及び小売業に就業したものは前年より著しく増加している。

次に最も年少労働者数の多い工業の中で主な産業を挙げると紡織業（一九七、〇三五人）、機械器具工業（一〇〇、九〇四人）、食料品工業（四二、三七七人）、金属工業（三六、二四一人）、化学工業（三四、六七〇人）等である。

以上の統計から、年少労働者約三〇〇万人のうち、雇用されているものは約五〇%で、雇用者の七〇%弱が中小企業で働いていることがわかる。そして大部分の年少労働者が工業および商業に就業しているが、工業の就業者は減少し、商業の就業者は増加する傾向が明らかである。

3、学校卒業者の就業状況

中学校を卒業すると、上級学校に進む者と、職業に就く者に分れるが、昭和二五年度から二九年度までの卒業生についてみると、上級学校進学者（就業して進学している者は除く）は二五年度の四一%から二九年度の四八%まで年々増加している。就業者（就業して進学している者を含む）は逆に二六年度の四二%から二九年度の四二%に減少している。

昭和三〇年三月の中学校卒業者は一、六六三、一八四人で、進学者七九二、六〇一人、就業者六九八、〇〇七人、無業者一四八、三八七人である。

次に産業教育調査（文部省）によると、昭和二九年に中学校を卒業して就業した六一三、二四二人の、一六%強に当る一〇〇、〇四三人は、卒業校所在県から他の府県に移動して就業している。しかもそのうちの七四%は東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫等の大都市工業地帯に集中している。又、東京都労働局の「他府県より都内に就職したものの労働状況」の資料によると、昭和二九年三月に他の府

第7表　年度別中学校卒業者の卒業後の状況

	卒業者	進学者	就職者
昭和25年度	100.0	41.1	46.3
〃 26 〃	100.0	42.9	47.5
〃 27 〃	100.0	44.0	41.7
〃 28 〃	100.0	46.8	40.0
〃 29 〃	100.0	47.7	41.9

1) 進学者の中の就職して進学しているものは除く。
2) 就職者の中には就職して進学しているものを含む。
3) 無業者，死亡，不詳は除く。

―文部省「文部統計速報」―

第8表　中学校卒業者の卒業後の状況
（昭和29年度）

卒業者	進学者	就職者	無業者	死亡不詳
1,663,184	792,601	698,007	148,387	24,189

1) 進学者の中の就職して進学しているものは除く。
2) 就職者の中には就職して進学しているものを含む。
3) 別科および専攻科の生徒を除く。

―文部省調査局「文部統計速報No.77」―

県の中学校を卒業して東京都内に就職した三、三五三人の七〇%は中小企業に就職している。

他方中小企業庁の中小企業の開廃状況調査によると、中小企業は廃業より開業する事業場数が多く増加の傾向がみられ、「労働基準法適用事業報告」によれば、総事業場数の九八%余りが中小企業で、中小事業場も大都市工業地帯に集中している。

そこで中学校卒業者の就業状況については、二九年度までは年々就業者の比率は減っているが、四〇%余りは就業し、約一五%は他県に働きにでていることが明らかである。そして、多くの者は大都市工業地帯の中小企業に就業する傾向がみられ、中小企業の年少者の就業は増加するものとみられる。

昭和三一年三月の中学校卒業者の就業状況については、職業安定局の「新規中学校卒業者の職業紹介状況」(職業安定所取扱分および職業安定法第二五条の三の学校取扱分の合計)の資料によつてみると新規求職申込件数累計は五一七、三七二件、求職者実数は三九六、〇二四人で新規求人数累計は五一〇、六五〇件、求人率は九八・七%で、前年同時期に比べると新規求職申込件数累計、求職者実数、新規求人数累計は何れも増加しているが、求人率は前年の一〇九・七%より低い。しかし就職件数累計は三七五、四六一件で前年よりはるかに多く、就職率は九四・八%で前年の九三・六%より高くなつている。性別にみると男子は求人率一〇四・〇%就職率九二・一%であるが、女子は求人率九三・四%、就職率九七・六%で、男子が求人率が高いわりに就職率が低いのに女子は求人率は低いが就職率は高い逆の現象がみられる。尚他府県少労働者の一日の

婦人と年少者

第9表　新規中学校卒業者の職業紹介状況（最終結果）

項目		昭和31年6月30日 計	男	女	昭和30年6月30日 計	男	女
a	新規求職申込件数累計	517,372	258,668	258,704	389,643	195,084	194,559
b	求職者実数(c+g+h)	396,024	200,797	195,227	313,706	159,417	154,289
c	繰越紹介対象求職者数	2,735	1,209	1,526	4,223	1,720	2,503
d	新規求人数累計	510,650	269,072	241,578	427,299	230,142	197,157
	求人率 $\frac{d}{a}$	98.7%	104.0%	93.4%	109.7%	118.0%	101.3%
e	他府県安定所へ連絡した求人数累計	92,497	36,555	55,942	98,151	40,002	58,149
f	他府県安定所から連絡された求人数累計	93,222	37,579	55,644	97,328	38,779	58,549
g	就職件数累計	375,461	184,931	190,530	293,518	144,837	148,681
	就職率 $\frac{g}{b}$	94.8%	92.1%	97.5%	93.6%	90.9%	96.4%
h	補導所入所数累計	17,828	14,657	3,171	15,965	12,860	3,105

注）本表の数字は安定所取扱分と法第25条の3の学校取扱分を合計したものである。
―職業安定局調―

第10表　年少労働者の企業規模別平均賃金（産業大分類）（単位円）

	産業	計	1,000人以上	500人～999人	100人～499人	30人～99人	10人～29人
男	計	5,002	6,516	5,784	5,182	4,681	4,403
	製造業	5,815	4,911	5,787	6,500	6,539	6,698
	建設業	6,718	8,421	8,829	7,218	6,081	5,692
	鉱業	5,411	6,365	5,801	5,362	5,245	5,019
	卸売及び小売業	2,908	5,487	2,985	3,075	2,349	3,132
	金融及び保険業	5,261	7,855	6,188	5,786	5,328	4,235
	不動産業	6,012	—	—	—	*5,282	*7,716
	運輸通信及び公益事業	6,564	7,448	6,131	5,795	6,085	5,974
	その他の産業						
女	計	5,107	6,104	5,392	4,792	4,414	4,236
	製造業	5,071	5,520	3,194	5,289	4,918	3,944
	建設業	4,989	5,919	4,628	4,887	4,269	4,966
	鉱業	5,027	5,873	5,332	4,765	4,414	4,800
	卸売及び小売業	4,371	5,993	5,211	4,636	4,240	4,017
	金融及び保険業	5,411	7,400	5,951	4,955	4,773	3,896
	不動産業	5,865	*4,564	—	6,547	5,774	5,653
	運輸通信及び公益事業	6,948	7,717	6,120	5,528	4,765	4,278
	その他の産業						

「*」印は調査労働者4人以下の場合につけられている。これは各労働者の特殊性が充分に相殺されずに高低いずれかにかたよつた平均賃金が表われる可能性があるので利用に当つて注意する。
―労働省統計調査部四人卸賃金調査―

4、年少者の労働条件

(1) 労働時間

昭和二九年の個人別賃金調査（労働統計調査部）によれば、労働者数一〇人以上の事業場の一か月平均実労働時間は総労働者二〇七時間、年少労働者一九五時間、男子年少労働者一八五時間、女子年少労働者二〇二時間である。昭和三〇年の小規模事業場実態調査（婦人少年局）では、労働者数五人以下の事業場の年少労働者の一日の実労働時間は一二時間以上の者が多く、一か月の就業日数を二五日としても前者は一か月の実労働時間二二五～二五〇時間、後者は三〇〇時間となつて、小規模の事業場においては、労働基準法の規定以上の長時間労働が行われていることが明らかである。

(2) 賃金

年少労働者の一か月の平均賃金は、前述の調査によると五、〇六一円で、平均賃金の高い産業は運輸通信及びその他の公益事業、鉱業、電気ガス業、製造業、金融保険業、建設業、卸売小売業、サービス業の順で、低い産業は卸売及び小売業、サービス業、建設業、製造業、印刷出版、紙類製造業等の賃金が低い。性別では、年少労働者の賃金は殆んど差がなく、年少労働者の約五〇%は賃金四、〇〇〇円～六、〇〇〇円の層に分布している。

次に年少者が働いている事業場の企業規模別の平均賃金をみると、男子年少労働者は労働者数一〇人～二九人の事業場では四、四〇三円、三〇人～九九人では四、六八一円、一〇〇人～四九九人では五、一八二円、五〇〇人～九九九人では五、七八四円、一、〇〇〇人以上では六、五一六円で、女子年少労働者は同じく四、二三六円、四、四一四円、四、七九二円、五、三九二円、六、一〇四円で何れも事業場の企業規模が大となる程賃金が高く、最高、最低の差は約二、〇〇〇円である。又前記の婦人少年局の小規模事業場実態調査によれば、労働者数五人以下の事業場の年少労働者の一か月の賃金は、製造業では一、〇〇〇円～三、〇〇〇円の者が四〇%余りを占め、商業では更に低く、五〇%余りを占めている。この場合多くは衣類その他の実物も支給されている。

(3) その他

公益事業（六、八〇四円）、建設業（六、三七四円）等で、低い産業は卸売及び小売業（三、二五四円）である。又、産業中分類別にみると、比較的小企業の多い小売業、衣服及び身廻品製造業、家具及び装備品製造業、木材及び木製品製造業、食料品製造業、印刷出版、紙類製造業等の賃金が低い。性別では、年少労働者の賃金は殆んど差がなく、年少労働者の約五〇%は賃金四、〇〇〇円～六、〇〇〇円の層に分布している。

次に年少者が働いている事業場の企業規模別の平均賃金をみると、男子年少労働者は労働者数一〇人～二九人の事業場では四、四〇三円、三〇人～九九人では四、六八一円、一〇〇人～四九九人では五、一八二円、五〇〇人～九九九人では五、七八四円、一、〇〇〇人以上では六、五一六円で、女子年少労働者は同じく四、二三六円、四、四一四円、四、七九二円、五、三九二円、六、一〇四円で何れも事業場の企業規模が大となる程賃金が高く、最高、最低の差は約二、〇〇〇円である。又前記の婦人少年局の小規模事業場実態調査によれば、労働者数五人以下の事業場の年少労働者の一か月の賃金は、製造業では一、〇〇〇円～三、〇〇〇円の者が四〇%余りを占め、商業では更に低く、五〇%余りを占めている。この場合多くは衣類その他の実物も支給されている。

第11表　事業場規模別の年少者関係労働基準法違反状況（昭和30年1月～12）

区分	計	56条 最低年齢	58条 労働契約未成年者の	59条 労働契約未成年者の	60条 休日年少者の労働時間及び労	62条 深夜業	63条 危険有害業の就業制限	64条 坑内労働の禁止	68条 帰郷旅費	計の比率
計	12,966	739	36	60	8,583	2,978	496	62	12	100.0%
大規模事業場	1,130	20	2	5	678	376	39	10	0	8.7
中規模事業場	8,098	461	11	21	5,460	1,832	265	41	7	62.5
小規模事業場	3,738	258	23	34	2,445	770	192	11	5	28.8

1) 大規模事業場とは労働者100人以上の事業場
　中　〃　10人以上99人までの事業場
　小　〃　9人以下の事業場
2) 62,63,64,68条の違反件数には成年女子の件数も含む
―労働省労働基準局「監督業務実施状況」―

以上の労働条件および社会保障についてみられることは事業場の規模が小であるほど労働条件が悪く、労働者の加入率は低率である。

5、労働基準法違反状況

年少労働者は発育を阻害されないため労働基準法で特別の考慮が払われているが、実際には労働基準法に違反して働かされている場合が多い。そこで労働基準法違反の面から年少労働の実状をみると次のとおりである。

昭和三〇年一年間に発見された労働基準法違反件数は五四〇、九七九件で、年少者関係の違反件数は二・四%の一二、九六六件で、前年より幾分増加している。

年少者関係の労働基準法違反件数を事業場規模別にみると、労働者一〇〇人以上の事業場における件数が一、一三〇件、一〇人以上九九人の事業場が八、〇九八件、一〇人未満の事業場が三、七三八件で、中小企業における違反件数が九〇%余りを占めている。

労働基準法違反の内容は、六〇条の「年少者の労働時間及び休日」に関する違反八、五八三件(六六%)、六二条の「深夜業」に関する違反二、九七八件(二三%)が最も多く、両者を併せると年少者関係違反件数の九〇%を占め、しかもいずれも前年より違反件数が増加している。

失業保険、健康保険、労災保険等は労働者に与えられる社会保障として当然会社が、労働者がこれに加入する事が望ましいが、労働者数五人未満の事業場では労働者の加入率は低率である。

以上の労働条件および社会保障についてみられることは事業場の規模が小であるほど労働条件が悪く、労働者の加入率は低率である。

5、労働基準法違反状況

年少労働者は発育を阻害されないため労働基準法で特別の考慮が払われているが、実際には労働基準法に違反して働かされている場合が多い。そこで労働基準法違反の面から年少労働の実状をみると次のとおりである。

昭和三〇年一年間に発見された労働基準法違反件数は五四〇、九七九件で、年少者関係の違反件数は二・四%の一二、九六六件で、前年より幾分増加している。

年少者関係の労働基準法違反件数を事業場規模別にみると、労働者一〇〇人以上の事業場における件数が一、一三〇件、一〇人以上九九人の事業場が八、〇九八件、一〇人未満の事業場が三、七三八件で、中小企業における違反件数が九〇%余りを占めている。

労働基準法違反の内容は、六〇条の「年少者の労働時間及び休日」に関する違反八、五八三件(六六%)、六二条の「深夜業」に関する違反二、九七八件(二三%)が最も多く、両者を併せると年少者関係違反件数の九〇%を占め、しかもいずれも前年より違反件数が増加している。

そのように年少者関係の労働基準法違反件数では、中小企業に違反が多く、その内容は殆んど年少者の労働条件に関するもので、前項の中小企業の労働条件が低いという結果を裏書している。

6、災害および体格・疾病

(1) 年少労働者の災害

年少労働者の死傷災害発生件数は、昭和二八年を頂点としてやや減少しているが、総死傷災害件数に対する年少労働者の死傷災害発生件数の比率は昭和二六年以来二八年までは年々高くなり、それ以後も殆んど低くなる傾向がみられない(第十二表)。昭和三〇年の年少労働者の災害発生件数は一一、九七六件である。

年少労働者の災害件数の多い産業は製造工業で、九、六五八件で、男子七、六四二件、女子二、〇一六件である。次に死傷件数を千人率(一年間における労働者一、〇〇〇人当りの被災率)によつてみると、全産業では成人労働者の千人率三六・一に対し年少労働者は一六・四でも前年より違反件数が増加している。

第12表　年少労働者の死傷災害発生件数および比率

（昭和26年～30年）

	18歳未満	比率
昭和26年	13,335	2.5%
〃 27〃	13,200	2.7
〃 28〃	13,852	2.9
〃 29〃	13,423	2.9
〃 30〃	11,976	2.8

―労働基準局―

千人率を産業別にみると、貨物取扱事業七三・二、建設事業六七・二、鉱業六一・八、運輸事業二七・七等は年少労働者の災害としては高率で、運輸事業の場合は成人労働者の千人率より男女とも高くなっている。

年少労働者の性別の災害千人率は、男子二六・五、女子六・四で男子が高率で、各産業についてみても何れも男子の場合が高いのは男子と女子の就業する産業、職種の差からくるものと思われる。

事業場規模別の災害発生件数を婦人少年局の休業四週間以上の被災年少者の調査によつてみると、労働者数一〇人～九九人の事業場の比率が三六%で最も高く、労働者数一〇〇人未満の事業場で全体の六四%の災害が発生し、全労働者の災害統計でも同じ傾向がみられる。又労働基準法の「危険有害業務就業制限」の違反も大部分が小企業に於て発見されている。産業中分類別にみると紡織業・機械製造業、金属製品製造業、木材及び木製品製造業等年少労働者数の多い産業に災害が多い。

年少労働者の災害の原因は作業行動における災害（運搬、手動機械、転倒、墜落等）が最も多く、次いで動力運転災害（原動機、木工用かんな機、動力研磨機、動力プレス等）である。

(2) 年少労働者の休格と疾病

年少労働者の健康については新しい資料がないので、昭和二六年の高等学校定時制課程生徒の健康調査（婦人少年局）により高等学校定時制課程の生徒（以下年少労働者とする）と通常課程の生徒（学校衛生統計調査―文部省）の体格および疾病の罹患率を比較する。

(イ) 体格

身長は男女とも各歳において年少労働者が高等学校通常課程の生徒より低く、特に一六・一七歳で差が大となっている。胸囲の場合も同じでその差は更に著しい。座高、体重も男女とも各歳において年少労働者が劣つていて、体重の増加量も年少労働者は少く、体重の開きは年齢とともに大となつている。

(ロ) 結核性疾患の罹患率

罹患率は、年少労働者は男子一・六五、女子一・四三で、高等学校通常課程の生徒は男子〇・六七、女子〇・七七で年少労働者が男女とも二倍の高率である。そこで年少労働者の死傷災害件数は著しい減少を示さず、年少労働者の体格は同年齢の高等学校通常課程の生徒より劣り、結核性疾患の罹患率も高いことが明らかである。

7、年少労働者の教育

年少労働者は知能の発達する年齢であり、人格形成の時期にある。したがつて健全な労働者に育てるためには教育を受ける機会を与えることが望ましい。年少労働者の作文によれば多くのものが高等学校に通つている友達に対する羨望を痛切に訴えている。又婦人少年局の資料（東京都内の機械器具及び金属工業の労働者五〇人未満の小企業で働く年少者の実態調査、全国の造船業の大企業で働く年少者の実態調査、東京都内の労働者五人未満の製造業及び商店の調査）によると、大企業で働く年少者の三七%、中小企業では一〇～二〇%のものが夜間に通学しているが、非通学者の六〇～七〇%は通学したいと望んでいるにも拘らず「疲れる」「時間が無い」「経済的余裕がない」「適当な学校が近くに無い」「事業主が許さない」等の理由で通学を阻まれている。

このように年少労働者自身も教育を受けることを希望しているが、実際に通学できる者は比較的恵まれた少数に過ぎず多くの年少労働者は義務教育終了と同時に教育を受ける機会を失つている。ここでは基礎的教育としての高等学校定時制課程と、職業の技術教育としての技能者養成の現状について述べよう。

第13表　産業別男女別死傷災害発生状況

（18歳未満）　（昭30.1～12月）

産業			計	男	女
合計	数数	者者	729,725	363,756	365,969
	働傷	人	11,976	9,642	2,334
	労死千	率	16.4	26.5	6.4
鉱業を除く計	数数	者者	725,408	360,260	365,148
	働傷	人	11,709	9,395	2,314
	労死千	率	16.1	26.1	6.3
製造工業	数数	者者	499,319	230,883	268,436
	働傷	人	9,658	7,642	2,016
	労死千	率	19.3	33.1	7.5
鉱業	数数	者者	4,317	3,496	821
	働傷	人	267	247	20
	労死千	率	61.8	70.7	24.4
建設事業	数数	者件	14,122	12,234	1,888
	働傷	人	949	885	64
	労死千	率	67.2	72.3	33.9
運輸事業	数数	者者	14,236	6,788	7,448
	働傷	人	395	224	171
	労死千	率	27.7	33.0	23.0
貨物取扱事業	数数	者者	2,241	1,664	577
	働傷	人	164	152	12
	労死千	率	73.2	91.3	20.8
林業	数数	者者	9,075	5,847	3,228
	働傷	人	183	174	9
	労死千	率	20.2	29.8	2.8
その他の事業	数数	者者	186,415	102,844	83,571
	働傷	人	360	318	42
	労死千	率	1.9	3.1	0.5

（注）1. 本表は労基法施行規則第57条によつて昭和30年末までに報告された休業1日以上の死傷件数により作成した。
2. 業種区分は労基法第8条によつた。
3. 労働者数は昭和30年末におけるものである。
4. 本表中の千人率は $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1{,}000$ によつた。

―労働省基準局―

(1) 高等学校定時制課程

定時制課程をもつ高等学校の数は、分校も含めて昭和三一年五月現在では三、一〇一校で生徒数は五四五、九〇四人である。昭和二七年からの推移をみると学校数は二九年の三、二〇八校を頂点として減少しているが、生徒数は三八年の五七七、一六二人を頂点として、その後は大きな変化はみられない。性別では男女は二八年を山として年々減少し、女子は逆に毎年増加しているが、三一年の男子生徒三八三、一一九人に対する、女子生徒は一六二、七八五人で、まだ男子の五〇%にも満たない状態である。これらの高等学校定時制課程の生徒は、多くが雇用労働者、および家業従事者で、大部分が昼間は就業している。そのために労働時間と就学時間の調整がとれず、学校の始業時刻に遅刻する者が多く、欠席率は一〇～二〇%と高く、一部の資料によれば卒業までには約五〇%近い者が退学してゆく。又労働と就学の二重負担により睡眠時間は一般に短かく、夕食時刻は不規則で、多くの者が疲労を訴え、胃腸疾患、眼の疾患等を起す者が多く、体格も高等学校通常課程の生徒に劣つている。

このように高等学校定時制課程に通学することができる年少労働者は、通学できない者よりは条件がよいが、実際には心身に相当な負担を受けていることが明らかである（夜間高等学校に学びながら働く年少者～年少労働調査資料第二八集～婦人少年局）。このような一般の定時制高等学校より条件の良いものとして事業場の附属教育施設が挙げられる。これは全国で二七八校で、そのうち定時制高等学校は一八校、各種学校は二六〇校で、前者は定時制高等学校総数の〇・五六%、後者は各種学校総数の四・四%の僅かなものである（事業場附属教育施設における教育の状況～婦人少年局～昭和二九年二月）。調査を行つた二五〇校についてみると、殆んどが労働者数一〇〇人以上の大企業に設置されている。ここで学んでいる年少労働者は約二二、〇〇〇人で、女子が男子の約四倍を占め、定時制高等学校在学者は男子が多く、各種学校在学者は女子が多い。労働時間は週四〇時間、一日七～八時間未満で、二～四時間の教育を受けている者が多く、一般の定時制高等学校通学者より、身体的、時間的に恵まれた状態にある。

第14表　定時制高等学校数および生徒数

	学校数	生徒数 計	生徒数 男	生徒数 女
昭和27年度	3,151	532,465	400,289	132,176
〃 28 〃	3,190	577,162	426,358	150,804
〃 29 〃	3,208	556,730	404,513	152,217
〃 30 〃	3,188	541,715	387,457	154,259
〃 31 〃	3,101	545,904	383,119	162,785

1) 各年とも5月1日現在
2) 学校数の中には分校を含む

―文部省「学校基本調査」「文部統計速報」―

(2) 技能者養成

昭和三〇年十二月に労働基準法による技能者養成を実施している事業場数は二七、一七三で、そのうち事業場が独自で養成を行つている単独養成の事業場は四・三%にすぎず、残りの九五・七%は二つ以上の事業場が合同して教習を行う共同養成の方式を採用している。事業場規模別では労働者一〇人未満の事業場が二四、一六七で総数の八八・九%を占め、その殆んどが共同養成である。

技能養成工数六一、三八八人の四一%に当る二五、四二四人が年少労働者で、技能養成を受けている年少労働者は労働基準監督署長の許可を受け、一定の条件の下でなければ労働することができない。そして許可を受けて就業している児童の七五%は新聞配達に従事している。そこで昭和三〇年一二月～三一年二月に婦人少年局で実施した新聞配達児童の労働実態調査によりその現状をみると東京都内の新聞配達児童数は約一万二千人と推定される。

労働状況についてみると、朝刊配達の場合早朝労働（午前五時以前）のものが七八・九%を占め、早い者は午前三時に販売店に集合することになつている。配達所要時間は朝刊又は夕刊だけを配達する

第15表　技能者養成実施事業場数　（昭和30年12月31日現在）

	総数	労働者10人未満	10人以上50人未満	50人以上100人未満	100人以上500人未満	500人以上1000人未満	1000人以上
全産業	27,172	24,167	2,205	370	285	58	87
単独	1,180	615	191	82	152	53	37
共同	25,992	23,552	2,014	288	133	5	

―労働省労働基準局「技能者養成状況」―

第16表　年齢別技能養成工数

（昭和30年12月末日現在）

計	18歳未満	18歳以上
61,388	25,424	35,964
100.0%	41.4%	58.6%

労働省労働基準局「技能者養成状況」

8、その他

今迄述べてきたものは、一般の年少労働に関するものであつたが、次に特殊な労働形態に属するものを挙げてみよう。

(1) 新聞配達児童

一五歳未満の児童は、労働基準監督署長の許可を受け、一定の条件の下でなければ労働することができない。そして許可を受けて就業している児童の七五%は新聞配達に従事している。そこで昭和三〇年一二月～三一年二月に婦人少年局で実施した新聞配達児童の労働実態調査によりその現状をみると東京都内の新聞配達児童数は約一万二千人と推定される。

労働状況についてみると、朝刊配達の場合早朝労働（午前五時以前）のものが七八・九%を占め、早い者は午前三時に販売店に集合することになつている。配達所要時間は朝刊又は夕刊だけを配達する年少労働者は労働基準法適用事業報告提出事業場における年少労働者総数の三%にすぎない。

年少労働者の教育については、多くのものが教育を受ける機会を望んでいるが、働きながら学ぶことのできるものは少く、特に中小企業では就学者の比率が低い。又年少者にとつて比較的条件のよい事業場附属の教育施設は非常に少く、その大部分が大企業に設置されている。技能養成を受けている年少労働者も極く僅かな人数である。

る場合は一と二時間のものが多い。又朝夕刊両方を配達する場合の労働時間は一方の場合の二倍となつている。休日は殆んど与えられなくて、稼動二五日以上で平均賃金は一、六一七円である。災害事故を起した者は二五%で軽度のものが多いが、四〇%余りは医療費を自分で負担している。そして中学校の担任教諭の所見によれば約四〇%は健康上、約六五%は勉学上に影響を受けているので、発育期の児童にとつて好ましいものではないとしている。このように新聞配達は無許可の就業、早期労働、朝夕刊配達の長時間労働、休日なしの労働、低賃金、被災時の医療費の自己負担等多くの問題を含み、児童の健全な発育を阻害する場合も考えられる。新聞配達児童の数は東京都内の一万二千人から類推しても、全国では相当数にのぼると思われるので、早急な対策を必要とする(本誌頁二三参照)。

第17表　欠席者数と在学者に対する比率

	欠席者数			欠席率		
	計	男	女	計	男	女
計	275,963	139,196	139,767	1.61	1.60	1.63
小学校	121,428	61,502	52,926	1.04	1.04	1.05
中学校	154,535	77,694	76,841	2.84	2.79	2.09

第18表　労働している欠席者数

計	176,895
小学校	57,855
中学校	119,040

—文部省「長期欠席児童生徒調査」—

第19表　労働の種類別欠席者数

	事業所へ勤めた者			家業の手伝いの者			その他の者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	17,784	8,878	8,906	124,408	56,847	67,561	34,703	19,753	15,000
小学校	1,332	585	747	38,260	16,149	22,111	18,263	10,057	8,206
中学校	16,452	8,293	8,159	86,148	40,698	45,450	16,440	9,646	6,794

—文部省「長期欠席児童生徒調査」—

訳は、事業所へ勤めたもの小学校一、三三二人、中学校一六、四五二人、家業の手伝いのもの小学校三八、二六〇人中学校八六、一四八人、その他のもの(親類や他家の手伝いが主であつて雇用関係のないもの)小学校一八、二六三人、中学校一六、四四〇人で、家業の手伝いのものが一二四、四〇八人で最も多い。更に詳しくみると、事業所に勤務した欠席者は男子では人夫、雑役夫、運搬夫、清掃夫、道路工夫等の労務者が多く、女子では給仕、小使、女中が多い。家業の手伝いでの欠席者は小学校では留守番・子守・看病等の家事手伝いが最も多く、中学校ではこれらの他に農耕・畜産・炭焼等も加わる。その他でも家業の手伝いの欠席者と同じような傾向を示している。

(3) 不当雇用(いわゆる人身売買)

年少者の不当雇用については、警察庁のいわゆる人身売買事件検挙状況によると、検挙者は昭和二七年を頂点として下降していたものが三〇年には飛躍的に増加している。被害者も同じ傾向を辿っている。十八歳未満の被害者数は昭和二八年二、八五〇人、二七年四、〇九八人、二八年二、〇九五人、二九年一、八〇二人、三〇年二、九一二人である。

三〇年の被害者を性別にみると男子五九人、女子二、八五三人で女子が圧倒的に多い。被害を受けた年少者の前職は、無職の者が最も多く、次いで接客業、農業等となつている。又売買された就業先は接客業が大半を占めている。婦人少年局で行つた不当雇用の実態調査(昭和二八年東北地区、二九年九州地区、三〇年関東甲信越地区)結果によると、親元は貧困で、ロべらし、家計補助のため就業したものが半数以上を占めている。警察庁の資料によつても大半が経済事情の悪い家庭のものである。

これらの年少者は一日の労働時間が一二時間以上と云うものも多く、賃金は平均二、二〇〇円余りで、実物給与又は小遣銭と併給の場合は更に低い。前借金を受けて働いているものも相当数みられ

(下十六頁に続く)

第20表　いわゆる人身売買事件累年別検挙状況

年次	検挙人員	被害者 総数	被害者 18歳未満
昭和26年	3,868	7,255	2,850
〃 27	6,727	13,436	4,098
〃 28	5,549	7,249	2,095
〃 29	5,511	8,635	1,802
〃 30	10,269*	14,291	2,912

—警察庁犯罪統計—

第21表　いわゆる人身売買被害者就業先別調　(昭和30年中)

	14歳未満		14~16		16~18		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
業	1	1	2	10	12	41	15	52
接客業		38	1	369		1,991	1	2,398
漁業				11	1	16	1	27
農業								
他の就業	10	11	12	48	17	189	39	248
従事者未	3	13		30		90	3	133
計	14	58	15	468	30	2,327	59	2,853
合計	(34) 72		(398) 483		(2,163) 2,357		(2,595) 2,912	

注) (　) 内は進行に関係あるものの数を示した内数である。

—警察庁犯罪統計—

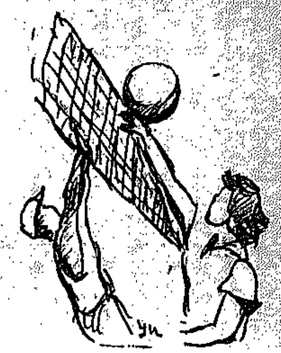

働く年少者の福祉施設と団体活動について

労働省婦人少年局年少労働課

若くして働いている人達は、その職場生活の中で、大きな仕事の一部分を受持つたり、ものを作り出したりする歓びや熱情、努力や責任感の大切さなどを知つてほしいものです。一方この年齢は基礎的知識や教養を、食物と同じように吸収し貯えなければならぬ時代で、また学ぶにふさわしい年齢でもあります。そして広い視野と理解力のある職業人、社会人として成長してほしいと願うのは、どの大人にもある共通の願いでもあります。

しかしひとたび労働者の地位におかれると、どのくらい仕事ができるか、生産面の能力だけで人間の価値がきめられがちです。そのため年少者自身も、人間としての完成ということより仕事さえできれば、という考えにおもいる場合もすくなくないでしょう。したがつて一般的基礎知識や教養をつける機会は自然に失われる傾向にありますが、これは年少者自身にとつてはもとより、社会全体に影響する大きい問題として注目されなければなりません。

そこで、時間的に経済的に、また体力のうえからも種々の拘束を受ける年少者のために、学力や教養を高め、また技術等を覚える施設などが手近にあるならば、この問題を補う大きな力となるでしょう。

婦人少年局が行つた調査について、それらの現状や年少者の利用の状況をみると次のような状況が察しられます。これはまつたくの概況ですが、若干の例外はあつても全国一般的なものと考えられます。

年少労働者の利用可能な地域社会の福祉施設とその利用状況

一、官公立の施設について

1　公民館

地域のあらゆる人々の教養を高める場の一つとして戦後設置されたもので本館分館併せて全国に三五、〇〇〇余りがありますが、そのうち年少者の福祉と何らかの関連ある事業を行つているものは約四、〇〇〇と推測されます。全国的に市町村の末端まで設置を進められているので、この調査に現われた各種の施設の中では数的に最も多くみられます。

年少者にも関連ある事業の大半を占めているのは青年学級の開設です。そのうち特に年少者を対象としているもの、年少者が比較的多数に利用しているものについてみると次のような例があります。

○県下四七六学級の利用者の六〇%が年少者である(岩手)。

○年間延三、七〇〇名の年少者が利用している(福井)。

○商店に働く青少年のみを対象としており年少者も多数利用している学級がある(愛媛)。

○職業補導所入所準備の学級を開設している(高知)。

○特に勤労青少年に強力に参加利用を呼びかけている(長野、大阪、宮城)。

○年少者二〇～三〇名の参加見込みがあれば工場と費用折半で委託学級を開き月一～三回、簿記等の実務、一般教養講座を開いている館がある(大阪)。

○技能青年学級を設け週六回、一回二時間半の講座で一か月延一〇〇人が利用している(鹿児島)。

○規模はまだ小さいが特に他府県出身の年少者のために一般学課、教養講座を開いている(岡山)。

○学級中に音楽・演劇等のグループを設けグループ活動を進めている(熊本)。

○技能養成制度による学級のために館を開放している。

これはその地方の一地区または一館で行つているものも含まれていますが、関係者の認識と努力も徐々に現われているようです。しかし他の殆んどのものは成人にまじり年少者も小数みられる、という程度であつて、また特に年少者の利用について配慮されていません。そしてそ

の利用もすくないためもあってか、利用者数等も把握されていません。

青年学級開設の性質上、学校へ行けず基礎学力や一般教養を得る機会のすくない青少年に主眼を置くべきものであることを思うとき、内容も運営方針も更に検討される必要がありましょう。

公民館の機能そのものが、戦後十年を経てどれほどの動きをしてきたか常に問題となるところですが、特に年少労働者に関しては、まったく今後の問題として新らたに考えられるべき状態にあると云っても過言ではありません。

2　図書館

官公立中、特種な目的で設置されたものを除いて、一般図書館は本館分館併せて約七五〇が現在設置されています。このうちで年少労働者に関して多少とも考慮を払っているもの、また年少者が比較的多数に利用しているもので数字のわかっているもの等を参考にあげてみましょう。

○休館日が地域の工場地帯の電休日にあたるので、その便宜のために特に開館の措置をしている(栃木)。

○巡回文庫の利用者の七〇%約八、〇〇〇人が年少者である(岩手)。

○移動文庫の利用者の一〇%約二、〇〇〇人が年少者である(神奈川)。

○二か所の館を併せて一か月約四五〇冊は年少者に利用されている(栃木)。

○一か月約三五〇人の年少者が利用している館がある(鹿児島)。

しかし殆んどのものは年少者への特別な配慮はない状況です。したがつて年少者は、特に心がけて読書しようとする少数の者が休日等に利用するが、また定時制高校生で参考書等を自由に買えぬもの等がやむを得ず利用する場合等が多いようで、年少者の殆んどは図書そのものへの親しみがうすく、読書の機会ものがしていると云えるでしょう。

岩手県における好事例のように(おそらくこの数字には農村の勤労年少者も含まれているのでしょうが、それにしても)利用し易い運営方法がとられるならば利用者も増加するでしょう。婦人少年局の調査からみても年少者が読書を好み、機会を求めているのは明らかです。それが、何かの事情で防げられ、その状態が永く続くならば、読書人の新鮮な意慾も、良書を選ぶ力も薄れていく懸念もないとは云えません。

他県では巡回文庫すら利用されないという例もありますが、年少者の程度と図書の種類、利用上のこまかい難点が運営方法上あるように思われますし、また年少者の職場自体にある問題の影響も考えられるので、一般的呼かけと共に事業主等への直接の啓発・話合いなど実施体の積極性がのぞまれるところです。

また利用者がすくないとは云え、大多数の館において年少者の利用についての資料がなく、その閲覧者数さえ把握されていません。

一方、図書館自体に予算が十分でないために夜間や休日開館、巡回文庫等の運営が思うにまかせないという悩みも小さくないでしょう。この事でも地域社会の人々、団体等によって行政母体への強い働きかけが併せて必要と思われます。

3　労働会館　労働セッツルメント

労働と名のつく施設の中で現在調査に現われているものはこの二つです。

兵庫県のように、労働会館の年少利用者数年間延五〇、〇〇〇人セッツルメントでは年少者のために一般教養、生活技術、簿記等の実務講習を開き、年間延約二、〇〇〇人に利用されている、という好事例もみられます。

しかし全国的に、労働と名のつくこれらの施設においても年少者との関連は浅く、ここにおいてすら成人労働者優先のかげの存在としての年少者がうかがわれます。中小企業、未組織の事業場に働く年少者が圧倒的に多い今日、労働関係として考慮なしに済まされる問題ではありません。

4　その他の施設

児童会館、体育館、屋外体育施設、文化センター、各種博物館、隣保館、美術館、動植物園、青少年の家等がこの報告に名をつらねていますが、児童会館の土、日の催しに年少者も多数参加している、或いは夏期における青少年の家の利用などの事例はありますが、年少者の福祉という主題に関しては、見るべきものはないようです。利用者数についても把握されていません。

二、民間団体等により設置されている施設

体育館、プール、図書館、文庫、博物館、美術館、各種記念館、児童館、生活館、植物園、公園、寺院、町会事務所、各種団体の会館等々、さまざまの施設があり、各々一般の利用に供されていますが、殆んど大都市に集中し、また若干の例外をのぞいて年少者への特別な配慮はありません。ただ一、二の好事例を参考としてあげましょう。

○昨年の年少労働保護運動中の図書寄贈運動を契期として、東京においては国会図書館の理解と援助のもとに、婦人少年室協助員の努力によつて年少労働者を対象とする図書館が新設されました。

「雨ニモ風ニモ負ケナイ図書館」と命名されて地域の年少者に利用されています。

○京都西陣地区の年少女子労働者のために一般教養、洋裁講習を行う「働く少女のための生活教室」があります。また小規模ですが昭和二六年以来歩みを続けています。

進行状況＝座談会の際に腹案として出たもの

○三ツ沢青年の家(神奈川)

場所＝横浜市三ツ沢

内容＝働く年少者も含めて集会等に利用できるもの

進行状況＝三十一年中に開設予定

○青少年の家(神奈川)

場所＝神奈川県真鶴

内容＝レクリエーションのために

推進体＝横浜YWCA

進行状況＝三十一年中にキャンプ場として使用できるよう建築中。将来、少年博物館設立の計画もある。

○巡回文庫(富山)

場所＝県下一円

内容＝勤労青少年に読書の機会を与える

推進体＝県社会教育課

進行状況＝考慮中

○働く婦人と年少者のセンター(京都)

場所＝京都府西陣

内容＝未組織の職場に働く人を対象とする。「働く少女のための教室」の一連のものとして計画

進行状況＝構想中

○ユースホテル(大阪)

場所＝大阪市

内容＝勤労青少年を対象とし、レクリエーションのために

推進体＝大阪市青少年福祉協議会

進行状況＝三十一年度は青少年夏期対策としてユースホステル運動の紹介と啓発を行った。

2　その他

○勤労年少者対策(兵庫)

場所＝尼崎市

推進体＝尼崎市社会保障審議会

進行状況＝考慮の段階

○青年学級利用の呼かけ(長野)

場所＝南安曇郡豊科町

推進体＝公民館運営審議会その他

進行状況＝努力中

○中学校の図書館、グランド等を年少者に開放する運動

場所＝南安曇郡豊科町

推進体＝婦人少年室協助員

進行状況＝運動中

○公民館の相談業務に、青少年のための人生問題相談、性問題相談を加える計画(福岡)

場所＝八幡市

推進体＝公民館

進行状況＝計画中

○年少労働者のための社会教育指導者の養成(大阪)

場所＝大阪府

内容＝事業場と協同して年少労働者の諸問題を理解して、指導できるものを養成する

推進体＝府教育課

進行状況＝計画中

三、年少者のための福祉活動の動き

年少者の福祉に関して、施設の面では前項に概説したように不備な状態です。しかし中央においては各種の法律による指導なども関係者の手でより一層考慮され、進められていますし、また地方では、直接関係者、地域の有識者、団体等による援助、指導の計画もみられます。

1　施設について

○年少者ホーム(栃木)

場所＝足利郡坂西町

内容＝住込年少者のための施設

推進体＝坂西町商工会

年少労働者の団体活動

前記のように、年少者に関する動きが徐々に現われているのはよろこぶべきことですが、ここに、たまたま理解ある人々、団体等の温い指導、助言による具体的活動が、すでに始められているところがあります。また、年少者自身も、人権を尊重し自主性を獲う新らしい教育を受けて社会に出てきたので、自分等も努力してよい職業人、社会人になろうとする明るく強い積極性の動きもみられるので紹介しましょう。

一、成人の指導、助言によるグループ活動

○武生地区、働く年少者の会(福井)

地区＝福井県武生市

指導＝労働関係官公庁、使用者団体、労働組合

発足＝昭和三十年二月

目的＝教養の向上、レクリエーション

会員数＝四〇〇

この会は指導者はあるが、役員を自治的にえらび、運営が計画される。現在までに卓球大会、映画会、社会見学、ハイキング、各種の座談会、討議等が催され、機関紙を発行している。

○技友グループ(長野)

地区＝長野県須坂市

指導＝公民館主事

目的＝親睦と連絡

会員数＝四〇

技能養成制度による養成工を対象とし、毎月一回集り意見発表会、座談会、生活記録募集等を行っている。

○YMCA実業少年グループ（兵庫）
地区＝神戸
指導＝YMCA
目的＝レクリエーション、教養の向上
主として中小企業に働く年少者を対象とし週二回午後六時から二時間、講話、歌唱指導、フォークダンス等を行う。

○池田マイナークラブ（徳島）
地区＝徳島県池田市
指導＝池田商工会
目的＝親睦、レクリエーション、教養の向上
会員数＝四〇
社会見学、各種レクリエーション、懇談会、講演会等を行っている。

○めぐみ会（京都）
地区＝京都市
指導＝成人有志
発足＝昭和二十七年四月
目的＝親睦、生活上の問題の話合い
会員＝一八
前出の「働く少女のための教室」終了者を対象として、毎月二回土曜夜間に例会を開く。職場問題座談会、趣味をのばすプログラム、レクリエーション、社会見学等も行っている。

○養成工クラブ（和歌山）
地区＝和歌山市
指導＝住友和歌山教習所教師
目的＝技術の向上
余暇を利用して術技を一層みがき、良い製品をつくるために研究している。

ラジオ部、機械部に分かれている。

この他に、青年会、四Hクラブ等が全国的にあるが、年少者の利用参加状況は把握できないのでここではふれないことにします。なお計画中のものとして次のような事例があります。

○働く青少年のつどい（宮城）
地区＝仙台市
推進体＝仙台市福祉事務所
目的＝働く年少者の余暇指導
進行状況＝働きかけている
この構想は同事務所の行った新聞配達等の学童の実態調査の結果として考えられたもので、市内五三学区の児童福祉審議会に保護、援助組織の必要を呼びかけているものである。これに一般年少労働者を含む構想である。

二、年少労働者の自発的グループ活動

○マイナークラブ（鹿児島）
地区＝鹿児島市
会員数＝三〇
会費＝月二〇円
年少者相互間で会長をえらび、月一回例会を開き講話、レクリエーション等を行っており機関誌を発行している。

○剛志会及び長淡青年会（香川）
地区＝香川県
この会は、明治前期よりある歴史的な、いわゆる「わかもの会」の形であって現在は中学卒業直後から一か年間、在郷男子が参加するものです。昼間は自宅で自分の仕事をし、夜間は定められた団舎に合宿し共同生活をしながら、その間に非常災害奉仕訓練（海難救助や火災消防作業等）を行います。役員を定め自治的運営をしており、娯楽施設やスポーツも卓球・柔道等と変ってきていますが、碁・将棋等もあって年少者はこれを楽しんでいます。

この他に自治的な青年会、読書会、農業研究会、演劇グループ等が全国にありますが、年少労働者の参加状況がはっきりしていないので、ここでは省きます。

（十二頁より）た。このようにいわゆる人身売買の対象となった年少者は古い雇用形態の下に、低い労働条件で働いているのが現状である。

9、むすび

以上の結果から、主な点をまとめると次のとおりである。

(1) 一八歳未満の就業者は二九八万人で、そのうち半数に近いものが雇用者と思われる。一五歳未満の雇用労働者は増加する傾向がある。

(2) 雇用されている年少者の七〇％弱は中小企業に就業していて、その比率も前年より高くなっている。

(3) 年少労働者を産業別にみると工業及び商業の就業者が多く、前者は減少しているが、後者は逆に増加している。

(4) 新規中学校卒業者二六万人のうち約七〇万人は就業しているが、就業者の約一五％は他県に移動して就業し、多くのものは大都市の中小企業に就業している。昭和三二年の中学校卒業者の就職率は職業安定局の資料によると九四・八％で前年よりやや好転している。

(5) 中小企業の年少労働者は大企業に比べ、労働条件が低く（低賃金、長時間労働）、災害発生件数、労働基準法違反件数も多く、社会保障の面でも恵まれていない。そして長時間労働、低賃金、災害発生件数等は減少の傾向がみられない。

(6) 働きながら学ぶ年少者は昼間の高等学校の生徒と比べ、体格およびその発育が劣り、疾病の罹患率も高い。

(7) 年少労働者のうち教育の機会をもつものは少く、特に中小企業では通学が困難で、事業場附属の教育施設も大企業に多い。技能養成をうけている年少者も極く少数である。

(8) 特殊な年少労働の問題としては、児童の心身の発育に影響を与えると考えられる新聞配達をする児童が相当数あること、義務教育期間であるのに小学校一二万人、中学校一五万人の長期欠席者があり、そのうち一七万人は労働に従事していること、約三千人のいわゆる人身売買の被害者が後を絶たないことである。

製パン工場の年少者たち

大久保マサ

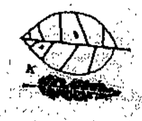

主にパンと、羊羹を製造しているこの工場は、自衛隊等へ大量に製品を納入しているので、最近急激に工場の増築、店舗の改築、駅前通へサービスステーションの開店等と、めざましい発展ぶりを見せている。役所からはそう遠くないが、なかなか工場を訪ねる機会がないので、予備知識は全くなかった。

工場には前もって調査日を電話で打合せてあったので、最も忙しい時期だったが、快よく協力してくれ、係のK氏から事業場調査の項目を聞いている間に、方々の職場から年少者を集めてくれた。

看板通りならば、生産高は日本一の水準だそうで、従業員は、アルバイト五十五名を入れると三五〇名もおり、その中、年少者は三十三名で、アルバイトは六か月間の勤務成績が良ければ本採用にするとの事で、単独の技能養成も行っている。賃金は新中卒、初任級五、〇〇〇円、週一回の休み、夜間学生にはどんな職場でも五時迄に帰れるように計らい、卒業後は、出来るだけ職場転換して事務に廻すようにしている。又、年少者の不平不満の処理については、職場の三か所に投書箱を置いて、いつでも書いて入れられるよう指導しており、時折会社で世論調査も行うし、その他、職場の職長や人事の担当者へ直接話させるようにしているとのことであった。投書は実際には余り利用されていないらしく、はつきりした数字はあげないで、月一回の幹部会で成績の良い者を審査し、努力賞を出しているという話に移ってしまった。

やがて応接間の隣が騒がしくなったので、年少者の調査を先にと思い、隣の会議室へ行くと、びつくりする程の大きな声で「おはようございまァす」と元気に挨拶された。技能養成の教室にも使っているという広い明るい部屋の壁には、大きなパンの製造工程図が掲げられ、原料や製品見本等のビンが並べられてあった。元気一杯の年少者の手で、忽ち長い机と椅子が並べられ皆が席につくと、K氏は室員を紹介し、固い挨拶のあと「無駄口を聞いてはいけない。婦人少年室の方のお話をよく聞いて、問題の内容をよく考えて書くように。」と云い残して出て行くと、一番前のイガクリ頭のエクボのある年少者が、一寸上目づかいで私を見て「これに、自分の名前かくのかい？」と心配そうに小さな声で聞いた。私はこの調査の趣旨をよく説明して、自分の名前も書く必要がないし事業所の名前も絶対出ない事、調査用紙は係の方にも見せないので、字が下手でも少しも恥しくないから沢山書いて欲しい事をくり返し頼むと、皆は素直に一生懸命書き始めた。

採用は殆んど門前広告で何時も求人の三倍以上との事であったが、どの年少者も十八歳未満とは思われないカッチリした体格で、皆元気で明るい。

パン製造部は、年少者も交替で夜勤があり、八時から一七時、一三時から二二時、二二時から翌朝八時までで、夜勤は、なかなか寝るひまがないとのこと、また仕上げの方も夜勤こそないが、八時から一七時、一三時から二二時迄なので、定時制に通学したくても、常日勤でなければ学校に行けないとの事である。製パン部の年少者は、体格も大きいけれど何と云つてもまだ無分別なので、朝八時に勤務があけると、その足で野球の試合にでかけて、夕方迄走りまわっていたり、夜迄映画館で過したりして殆んど休養していない生活時間をみて、この無理が重なつて、何時か健康をそこねはしないかと心配された。

工場は敷地もせまいが、生産が何よりも優先で、休憩室も臨時の作業場になつている状態なので、実際にのびのびと休める場所もない。年少者がつらいと訴えていた「鉄板ふき」とはどんな仕事だろうと、作業所を廻つた時、特に製パン部に足をとめていたが、パン焼釜の前の暑さは、まだ涼しい北海道の五月でも、大変なもので、三時間交替とは言え、真夏の暑さが思いやられた。

日給一一五円、諸手当がその六割加算され超勤を含めても最高六、五〇〇円位の賃金にこんなにも健げに頑張っているのを見て胸が熱くなつてしまった。ラジオや新聞で関心のあるのは「日ソ漁業交渉」と肩をならべて「グレースケリーの結婚」と書いた年少者は又、将来は立派なパン職人になつて、市民のために良いパンをつくり喜ばれたいと張り切つている。夜勤、超勤が多く休がつづくかどうか心配だとの声が多く、又、朝帰るのはよいが夜十時過ぎに帰る時は、一番憂鬱だというので、わけを聞くと、出入りのはげしい職場なので、素行不良でやめさせられた人が、もとの同僚に、大ぜいで言いがかりをつけ、なぐつたり、けつたりお金迄とつて行くことがあるのだそうだ。

K印刷工場の、すつかり、大人の悪い点だけ感染してしまつて、調査には全く協力する気もなく、聞く事を一々面倒がり、休みの日は、朝から映画とパチンコだよ、どんな映画か、一々覚えてなんていられるかい、と不貞腐れているような態度の年少者の多いのに、末おそろしくなつて、この年少者達がこんなにならない前に、本当に健康で楽しい余暇時間を過す場所があつたらと痛感したが、ここでも又私は、この明るい純心な年少者達のために、暖かく血の通つた労務管理、心から打ちとけて相談にのつてくれる先輩が欲しいものだと思つた。

―北海道婦人少年室職員―

新潟県における

簡易家事サービス 職業補導所について

小林健太郎

半年近くにわたる冬期積雪に災され単作を余儀なくされている当地方の農家経済は、好むと好まざるとに拘らず季節出稼による収入を経営の一環としてとり入れたことについては、勤労そのものが辞かでないとはいえ、当地の立地条件よりして当然の帰結といえる。県民性そのものが消極的であることは我々自身自覚しているところであるが、反面、困苦に耐え、旺盛な勤労意欲のもと、粘り強い働き振りは広く認められ、高く評価されている。このことは全国到るところに牢固たる縁故地盤を築き上げ、近時、経済事情の好転と共に就労者の漸増を招きつつある。

因みに昨昭和三十年度の当所管内からの季節出稼者は七、四七五名で、内容的には広く人口に膾炙されている酒造杜氏を始めとし農業・炭礦・土建等の多種にわたっている。そして就労先も東京都・愛知県のほか二三県にまたがり、その地域地域の産業に少なからざる貢献をなしている現状である。とりわけ昭和二十八年よりあつ施を始めた季節女中については管内季節出稼の異色ある存在として需要地より好評をもつて迎えられ、今日に至っている。しかし、職種そのものが労基法規則の枠外にある家事労働であるだけに幾多の問題を包蔵し、完全な職業紹介には異常な努力を要する。問題はそれだけに止まらない幾多とり上げられるトラブルの数々が集積されて当地出身者に対する不評となつて爆発しないであろうか。我々の心痛は絶えない。

今回幸いにも労働省婦人少年局の企画によつて、全国にさきがけ簡易家事サービス職業補導所が当所管内に設置された。我々が日頃考えていたことが実現され、その喜びは限りない。何分にも始めての仕事であり自信のないこと甚しい。不備ながら開所式に漕ぎつけたのが去る七月二十三日。会場を快く貸与された高田女子実業高校の担当講師、施設をあげての御協力を頂き、八月四日、晴れの第一期生三十八名を送り出し、引続いて第三期生の補導訓練が猛暑にめげず続けられている。本補導所開設の報導伝わるや時期的に多数の応募があるものと期待していたところ、締切り近くなつても定員に達しない。熟慮の末に最終的手段に訴え、職員を各所に派遣、応募勧奨に努めたところ、遂に今度は定員を超過するという一駒もあつたが、二回目以降周知が徹底してか定員を上廻る応募者の殺到振りで、当地方の住民、とりわけ女子少年層のちぎしゆんじゆんする消極性を遺憾なく露呈したのである。

補導訓練は示された教程基準により八十四時間行われる。訓練科目は家事使用人としての心構え、礼儀作法を始め

し、調理並びに実習二十一時間、生活管理十四時間、保育及び家庭看護十四時間、住生活と掃除十四時間、食生活と食事作法四時間、衣生活と衣服の手入れ三時間で、理論的に体系づけられたテキストに基き、専門講師によつて極めて適切に訓練が行われた。

受講生は全員未婚者であり、いずれの科目も将来主婦としての必須事項が網羅されているだけに、真摯にして炎暑をふつとばしての猛勉強振りであつたことは、担当者として敬服の言あるのみである。僅か十二日間の短時日であつたが、彼女等の学び取つた家事調理についての知識・技術は、測り知れないものがあるといえよう。今、心静かに夢中で過した二週間の補導期間を顧みて、数々の自己反省をいたしながら、日記の一端を御紹介申上げる。

○月　○日

在籍四〇名に対し出席数三五名、この頃より本格的夏型の気圧配置となり、うだるような暑さである。第一時限住宅の時間を変更、乳児の栄養について古木講師より講義がある。じわ〳〵と滲み出る汗を拭いながら特徴ある先生の講義をきく。第二、三、四時限が待つていた食生活と調理の講義と実習である。本日はライスカレーの作り方とか、今から出来上りが待遠しい。第五、六時限が住生活と掃除である。担当の中沢講師より講義をきいてから、昨日洗濯実習のさい雨のため出来なかつた仕上げを行う。第七時限は生活管理であり、健康と身だしなみを中心に作法室において実習を行つた。昼食休憩五〇分を除いて、七時間の強行訓練であつたが、一名の脱落者もなく、ほつと一息する。

○月　○日

在籍四〇名に対し出席三二名。この頃より補導生もようやく環境に馴れ精神的面に安定性をとり戻し、講師・補導生の気持ちがぴつたりしてきた。それだけに補導生個々の学力面における優劣が自然と浮び出てきた。本日は労働省大羽婦人労働課長の視察があるというので、全員緊張のうちに第一限時の乳幼児の間食、ミルクの作り方について実習講義が始まる。第二、三、四、五、六限時調理実習作法(接待)が大羽課長をお客様として行われたが、終つての概評にもあるとおり、給仕の際の身体動作が固くぎごちない、個々の実習は良好であるが、全体としての統一性を欠いた等々辛辣な批評であつたが、第一回目としてはまず〳〵上々の出来といえよう。ようやく馴れ染んだところで一日〳〵修了式に近づく一面、実習場の選定、座談会の開催計画の準備に忙殺される。「修了式に臨んでの補導結果を顧みて」という題のアンケートの結果に徴しても、このことが端的に指摘されている。即ち、修了生三十八名中概して

ために一名であり、他は無回答の二名を除いて、全員その収獲の大きかつたことを閲めている。

又、補導内容については、彼女等の興味が集中する調理の実習時間を多くしてほしいという声があり、次いで実習器具を完備せよ、和洋裁も科目に入れて欲しい等の希望があつた。変つたところでは恋愛と結婚についても講義をききたい、家計簿の記入についても教えて欲しい等々、馴れない仕事を無理に推進した我々に考えさせられるものの多くあることが痛感された。しまいに通称「女中さん学校」と称された本補導所の設置が、近時婦人の地位向上、家事労働の合理化が叫ばれている地方婦人青年層に与えた警鐘は識者の等しく認めているところであり、加えて年間一、五〇〇余を数える管内よりの常用季節女中就労者の質的向上が必ずや雇用主側に認められ、賞讃を受ける日の一日も早からんことを希願するものである。

最後に全国的に嚆矢とされる当補導所が、関係者の絶えざる御援助を賜つて飛躍的発展をとげることを祈念して筆をおく。

(高田公共職業安定所長、兼新潟県高田簡易家事サービス職業補導所長)

婦人少年局ニュース

○新潟県女教師団局長を訪問

八月十六日、上京中の新潟県女教師団二十六名は婦人少年局を訪れ、婦人労働問題、婦人問題、年少労働問題等につき、局長を囲んで懇談した。

○人事移動お知らせ　(　)内は旧所属

九月十日発令

(北海道婦人少年室長)

労働事務官　宇尾喜子

辞職を承認する

北海道婦人少年室長代理を命ずる

労働事務官　大久保マサ

九月十六日発令

(神奈川労働基準局労災補償課労働基準監督官)

婦人少年局年少労働課調査係長)

労働基準局庶務課に配置換する

労働事務官　渡辺一喜

試験研修係長を命ずる

労働事務官　渡辺洋

前号訂正　三十八号、二頁、筆者の肩書中、「労働化学研究所」は「科学」の誤りにつき訂正いたします。

世界婦人労働者会議に参加して

山本あや

会議の壇上で報告する筆者

日本の婦人労働者は低賃金、スピードアップ、首切り、各種労働条件の劣悪等闘わなければならない沢山のものを持っています。然しこれは日本だけでなく、世界にはそのような国がたくさんありますし、婦人の権利を守り統一と平和のための闘いをすすめることは世界の婦人の連帯によって解決されねばならない問題です。そのような意味から世界の働く婦人の会議が提唱され、この呼びかけが全世界に広まったわけです。

会議は六月十四日から四日間ハンガリアのブダペストで開かれました。集ったのは四四か国五〇〇名の人々で、イタリヤ・フランス・セネガル・レバノン・印度・インドネシヤ・中国・ソヴィエト等から、いくつかの職種に亘って一人以上の代表を送りました。日本からは、日教組（四名）、全農林（二名）、全蚕糸（一名）、自治労（三名）、都医協（一名）に通訳（一名）を加え十二名が参加しました。

会議では二つの議題が提案されましたが、第一は男女同一労働同一賃金を中心とする労働条件、生活条件の問題、第二は労働組合の中での婦人の問題でした。つぎに各国の報告、五つの小委員会の決定が採択されて終ったわけですが、とにかく世界始って最初の歴史的な労働婦人の会議ではあるし、皆一年余に亘る非常に大きな苦難と闘っての出席ですから、その感激も大きくて、白いのも黒いのも忘れていただき合い、キッスをする情景があちこちで展開されました。社交下手な日本の代表もだんだんになれて、キッスをするやら指で話すやら交流につとめ、サイン帳が二冊にもなるように沢山のお友達が出来ました。

この会議で訴えられた中から問題毎にまとめてみます。

同一労働同一賃金について

一九五一年に開かれた国際労働機構総会は、同一労働同一賃金について国際条約の中できめているわけですが、まだ一一か国がこれに関する国際労働条約第一〇〇号を批准しているだけであるし、批准した国でも実施できていないのが実情です。婦人労働者の低賃金を維持することが労働者階級全体の賃上げに反対することになるということを明確にして、同一労働の女子に対しては同一賃金を、補助的仕事に廻されているため給料の安い人達には技術を与える指導がなされねばならないと思います。世界の状況は次の通りで同じ資本主義国でもずい分差があります。植民地では実にひどい数になっているわけで、それは別の項で御覧戴きたいと思います。

男子労働者の賃金を100とする女子労働者の賃金比率

ヤカースス本ルントン業）	81%
リリエンウイン	71
タメルラスジバ	70
イアノスフ日イイエレ（化学	65 83～86 44 70 50 30 25

産前産後の保護について

おおくの資本主義諸国では、労働者の闘争によって産前産後の保護にかんする法律が制定されましたが、母と子に対する援助はまだその必要をみたしていません。はたらく母親の子供たちのめんどうをみるために必要な託児所は数が不十分ですし、必要な設備が不足しています。このことは、はたらく母親たちの大きななやみのたねとなっています。

植民地・半植民地に働く婦人労働者、特に農村の状態は一だんと悲劇的です。託児所もなければ、病院もなく、学校さえもないことが多いのです。

はげしい労働と貧乏のために疲れきったこれらの婦人労働者は、自分たちをまもる法律をぜんぶ持たず物質的安全を保障してくれるものは何ひとつありません。かの女たちは病気になった時、失業した時、年をとった時などに、社会保障のあることもしらされていません。

内職の問題について

第二次大戦後、内職の婦人労働者の割合は増えています。これらの賃金は非常に安く、一日一〇時間から一二時間、ときにはそれ以上働かねばなりません。フランス・イタリーではこれらの労働者を賃金労働者として工場労働者と同じように法律の適用を受けさせるため、最善をつくしているようです。

このような問題を、それぞれ条件のちがった国の婦人たちが話し合うことによって、今後世界の婦人が一つになってたたかいを進めていく決意をかためました。次に、この会議で報告された働く婦人の現状を、二、三御紹介しましょう。

オランダの婦人

オランダの婦人労働者は法律上の身分をよくし、賃金をあげ、いろいろの条件を改善するためにどのようなことをやっているでしょうか。賃金は男子の六五%です。工場や商店は更にそれより低いようです。既婚婦人が沢山生産にたずさわっていますが、これは国の建設に参加しようとの意志でなくて、夫の収入では生活できないからです。工場には託児所もなければ、食堂もありません。たいていの婦人が工場のほかに、朝は六時から九時まで、夕方は五時から九時まで仕事をしなければならない、と訴えています。

インドネシヤの婦人

インドネシヤの婦人労働者の賃金は一〇日間位生きるだけのものしかなく低賃金で苦しむと共に、差別待遇で苦しんでいます。臨月の婦人労働者でも、樹液の入った容器をせおって坂をのぼったりする重労働をしなければなりません。婦人は出産のため八%から一六%死亡し、出生児は四〇%死亡します。更に婦人をまもる政令がないため、雇主の情欲の犠牲となる婦人労働者も数多くあります。

社会主義国の婦人たち

社会主義国の解放された婦人については、報告もありましたが、会議終了後、ポーランド・チエコ・ソヴィエト・中国等を見学しましたので、その実情を織りまぜてお伝えします。これらの国の婦人労働者は、学ぶことの自由、働くことの自由、楽しむことの自由を与えられていて、あらゆる生活分野で男子と平等な権利が与えられているように思いました。

日本では男女共学は女らしくない女を作るので別学にとの意志を文部大臣はもらしておられますが、どの国に行っても、義務教育から大学まで共学で共に学び同等の資格を持って社会で働いています。この教育の機会均等の中から始めて解放された婦人が生れていくわけで職場における平等を求めるならこの教育の問題をはっきりしなければならぬと痛感しました。職場での地位も高まっていて工場長、係長、病院長、労組の委員長、学校長等珍しいことではありません。あらゆる職種に婦人は進出していて希望を持って働いています。チエコで繊維の労組の委員長さんに、あなた方がその地位を獲得されるのにどんな特別な勉強をされましたかと聞きますと、私の三十年近い職場の体験はこの地位につくのに充分でした、と自信を持って答えました。勿論失業もありませんのでどの国の職場を見ても暗い影がらつともないようですし、男子と女子が大変仲がいいようです。私達はよく婦人についての特別な数を知るために調査がないかを尋ねましたが、私の国では婦人だけを抜き出して考えていませんので、そんな調査はありません、と云われました。それほどですから賃金が同一であることは勿論、男子との間に何等差別的取扱はありません。むしろ女子はいろんな面で大変保護されています。

母体保護の問題では産前産後の休暇はどこも保障されていますが、その期間については長短があり、ポーランドは一八週、ソヴィエトは一一二日、中国は七〇日となっています。ここで考えなければならないことは、法で定められた場合には、必ずそのように守られているということと、異常の場合には確実に希望するだけの期間が休養できること、しかもそれは経済的裏付けのなされたものであるということです。日本では生理休暇については基準法を改悪して休暇をなくそうとの動きがあり、しかもその理由として、どこの国にもそんなものはないと云っていますが、私達は各国の見学の場合に、その点に特に留意して見ました。私が訪れた国々では、各職場には生理に対処するため、諸種の設備を持っています。

婦人のための特別の休養室はどこにもありますが、具合の悪い時はここに行って休めるし、衣服を汚した場合は洗ったり、着替えたりするようになっています。中国の繊維工場で生理一覧表が掲げられているのをみましたが、その室は小さな室で奥には洗滌室があって必要な人が使用出来るようになっています。どこの国も似たような施設で、脱脂綿等も配給しています。尚ひどい人は配転・休養等が十分考慮されていました。基準法の中に明記してあっても、実施出来ない日本の現状と比較して、非常にちがうと思ったのは、男子の人達の態度で、母体を護るということは女の人だけの問題ではなく、次代の国民を生み出す大切な母体であるということを男子労働者も理解していて、休養を取らせることに非常に協力しているという実態をみたことです。こんな中で護られている先進国の例によって、生理休暇を直ちになくするという考えのまちがいははっきりしていると思います。

現在働く婦人は勿論日本の母たちの大きな願いは託児所がほしいということです。特に職場の婦人は職場と家庭の両立をと努力する時に、子供の問題にぶつつかります。私達の見た五つの国では、どこでも地域と職場の託児所の両方を持っています。ポーランドの場合など、朝出勤前に子供を連れて行くと病院で診察して異常がなければ受け入れ、あとは一切世話をしてくれますし、中には必要によって一週間、一か月あずけたままのもあります。中国では幼稚園にもそのようにあずけたままのがあります。とにかくどこの国でも子供を国の責任で大切に育てていることは日本でも学んでほしいと思いました。中国の長春の自動車工場では、哺乳の時間が来たら、その母たちを自動車で託児所或いは家庭に送り迎えしています。それに合わせて、家庭の仕事を合理化しようとしています。チエコのプラハでは、大きな洗濯工場を作って、

くつ下の破けたのからパンツに至るまで出されていますが、このようにして出来た時間を学習することや、生活を楽しむことに使つています。話すと夢のようだという人がいますが、これらの条件を勝ちとるまでの婦人たちの闘いは非常にきびしいものであつたことを忘れてはならないと思います。

尚、会議ではこのような実情が話し合われた上、今後の統一行動の目標として次の十二が掲げられ、人種・宗教・思想の枠を越えて五つの大陸の婦人達が協力し合うことを誓いました。

○年少者を含め、あらゆる部門の婦人労働者に同一労働同一賃金の原則を実施すること。
○最低賃金の保障を確立すること。
○雇用、解雇および昇進昇給における婦人労働者への差別を禁止すること。
○労働時間の短縮、賃下げなしの週四十時間労働。
○スピードアップをやめること。
○安全労働と婦人労働者の健康の保護に関して現行法を改善し、新法をつくること。
○年金をうける年令になるまでは、婦人に働く権利をみとめること。
○失業手当、職業補導所を開設し、婦人があらゆる仕事につけるよう便宜をはかること。
○婦人の養老年金制度をつくり、無料で医療保護を受ける権利をあたえること、
○働く母親の諸権利を保証し改善すること。産休、授乳時間の有給、学校、託児所、放課後の諸施設をつくること。
○住宅問題の改善と家賃の値下げ。

このような中に、日本の代表一行一二名が参加したわけですが、ことばの通じない中で五〇〇万の日本の婦人労働者の意志を伝えるために努力しました。第二議題の提案、日本の報告、全体会議の議長、覚書の報告、アジヤ会議の提唱と開催、各国交流等々。この会の中で果した日本国の使命については予想以上に大きく評価されましたし、更にこの会に出席するための準備活動の中でなされた婦人労働戦線の統一についての成果、平和闘争における日本婦人の活躍等も世界の婦人達が確認したところです。私達は学ばねばならぬところの多かつたことと同時に、日本の婦人はきびしい悪条件の中で闘つているのだというほこりと、今後闘うことに対する自信と可能性を信じて、帰つてくることができました。

これらの国の年少労働者たちの待遇も、日本と非常に異つていました。第一基本的な考えとしては、中学を卒業した場合、一定の職業指導を行つた後、職に就かせたいと思つているようですが、それの出来ない場合には、就職した後、勉学の機会を与えられています。ソヴィエトにしても、工場で働いている労働者の七〇%が働きながら学んでいるという状況で、大変希望を持つて学習しています。中国も無料なので、そういうことで心配する必要はないようでした。日本では年少労働者の重労働がしばしば問題になりますが。どの国もこれに対する取締りは厳しくて、年少労働者の心身をまもることに国家が責任を持つているように見受けられました。（日教組婦人部副部長）

婦人少年協会東京支部の結成について

東京婦人少年室協助員
佐藤哲

労働省に婦人少年局が設けられ、各都道府県に婦人少年室が置かれて、働く婦人と年少者の保護育成と一般婦人の地位の向上をめざしての施策が強力に行われるようになつたことは、日本の政治史上画期的なもので、その成果を強く期待されていると思います。

我々婦人少年室協助員も、労働大臣の委嘱をうけて、それぞれ婦人少年室の行う政府の業務に協力し、室長を助けて婦人少年問題の解決に微力を致す立場にあるのであります。

東京都を管内とする東京婦人少年室は、高崎室長ともに定員僅かに四、婦人事務官だけで東奔西走、めまぐるしい活動を続けている現況は到底他の官庁に見られないものがあります。私達協助員も都内で四十五名（増員予定と聞きますが）、然も非常勤なのであります。働く婦人・年少者の各座談会、働く年少者を激励慰安する会、勤労少年に文庫の提供、地区毎に開かれる協助員連絡協議会、年々催される東京婦人会議、働く婦人の福祉会議、調査等々、本省の指示以外の東京婦人少年室の独自の行事もなかなか盛り沢山なのです。しかも婦人少年問題のやかましく論議されている今日、婦人少年室の担当する仕事は益々多くなつています。この際何とかしてこれ等の仕事に円滑に協力出来る団体があつたらというので、この春開かれた東京婦人少年室協助員総会の後で、この希望を達成するために、同一趣旨のもとに結成されている婦人少年協会に多数の入会を得て東京支部を結成し、支部の事業を通して東京婦人少年室並びに本部の行う業務に協力することが討議され、さらに都内各地区の協助員連絡会ごとに精しく検討され、協助員はもとより理解深い事業主、労組、一般婦人の御協力を得て一日も速かに支部の結成を完了することが決議され、協会本部の内諾を受けたのであります。何卒多くの方々の御指導と御協力により、この秋迄に支部の創立総会が持たれますよう念じてやみません。

（資料室）

新聞配達児童の実態

はしがき

新聞は私たちの日常生活に欠くことのできないものの一つとして、朝な夕な親しまれていますが、この新聞がどのようにして配達され、配達する人々がどのような労働条件や労働状態で働いているのかということに関心を持たれた方は殆んどないでしょう。

戦後新聞の専売制が行われるようになつて、各新聞系統別の販売店間に猛烈な読者の獲得競争が演じられ、バケツや鍋などが景品としてつけられた時期がありましたが、その頃、このように競争が激しくなつては年少者の配達員では間に合わなくなるので、今後児童の新聞配達は大人に取替えられるであろうと観測していた業者もありましたが、その後児童の新聞配達は減らないばかりか、逆に年々増加しています。東京都内には、いわゆる大新聞の新聞販売店が九〇〇近く（全国では一万二、三千といわれます）ありますが、どこの販売店でも年少者を使つていない所は殆んどないでしょう。夕方の販売店の店先に沢山の年少者がいそがしそうに働いている姿はどこでもみかけられます。販売店によつては配達員の七、八割位が年少者で占められている所も珍らしくありません。これらの年少者のうちでも、その大部分は中学校在学中の児童です。

毎朝、毎夕休みなく配達される新聞―その陰にはこれら多数の児童の労働がひそんでいるわけです。そして一見、何の問題もなさそうにみえる新聞配達の仕事にも、児童の保護福祉上好ましくない、いろいろな問題が存在します。

婦人少年局では、これら新聞配達児童の調査をし、その結果をとりまとめましたので、その実態を紹介することとします。この調査は昨年十二月都内の八二の新聞販売店を対象としたものと、都内二三区から一校ずつの中学校を選び、そこに在学する新聞配達児童についての調査とで或る自動車工場を訪ねましたが、その時会つた青年は、「私の家は貧乏で中学までやつと卒業した。しかし働きながら高校を卒業して、今では高い技術を身につけるために勉強しています」と話してくれましたが、このように学びながら学習する場合、食堂も整えられており、費用も無料なので、そういうことで心配する必要はないようでした。日本では年少労働者の重労働がしばしば問題になりますが。どの国もこれに対する取締りは厳しくて、年少労働者の心身をまもることに国家が責任を持つているように見受けられました。（日教組婦人部副部長）

第1表　学年別，性別新聞配達児童数並びに在籍生徒数　(31.2.1 現在)

学年別 / 性別	計		1学年		2学年		3学年	
	生徒数	就業児童数	生徒数	就業児童数	生徒数	就業児童数	生徒数	就業児童数
計	(100.0%) 28,802人	(2.5) 729	(100.0) 9,910	(2.5) 250	(100.0) 10,062	(3.6) 365	(100.0) 8,830	(1.3) 114
男	15,561	727	5,301	249	5,483	365	4,777	113
女	13,241	2	4,609	1	4,579	—	4,053	1

第2表　年令別，学年別新聞配達児童数

学年別 / 年令別	計	12才	13才	14才	15才
計	(100.0%) 632人	(4.8) 30	(38.1) 241	(45.1) 285	(12.0) 76
1学年	(33.9) 214	30	184	—	—
2学年	(51.6) 326	—	57	269	—
3学年	(14.5) 92	—	—	16	76

及び先生方の所見等からなつています。

一、新聞配達児童の数

都内二三校の新聞配達をしている児童の数は七二九人で在校生徒数の二・五%に当つています。かりにこの割合で新聞配達児童がいるものとすれば、都内の公立中学校四〇九校では約一、〇〇〇人の配達児童がいることになります。従つて全国の新聞配達児童の数は相当なものになります。七二九人の配達児童を学年別にみますと一年生が三三・九%、二年生が最も多く五一・六%、三年生が一四・五%となつています。三年生が一番少いということは卒業期をひかえて十分勉強ができないこと、そのため就職や進学に差支えることなどの理由によるものです。このことは新聞配達をやめたいという児童のうち、これらの理由によるものがその七〇%を占めていることによつても証明できます。

新聞配達児童には女子は殆んどみられず、前記七二九名のうち、たつた二人に過ぎません。

二、就業の動機

新聞配達をする児童の家庭は殆んど貧困であるように思われがちですが、決してそうとは限りません。家庭を訪問した際にも門構えの一見裕福そうな家庭なので、どうして子供さんに新聞配達をやらせるのですかときいてみたら、うちは生活にも困りませんし、私は反対しているのですが子供が好きでやつています、と母親が語つているような例もあります。

児童に就業の動機をきいてみた結果、次のような答えがでています。

	計	家のくらしを助けるため	学校の費用を得るため	貯金をするため	おこずかいを得るため	買いたいものがあるため	健康のため	家計を助けるため、あるいは学費を自分で稼がなければならない者など、どうしても新聞配達をしなければならない事情の者は半数足らずです。残りの半数以上は新聞配達をやらなくともすむ者たちです。貯金をするための中にはこども銀行、学校貯金などで、児童の間に貯金の額を競うというようなことが原因になっていることがありますが、このような傾向を生みださないよう、指導に当る方々の配慮が必要です。	小遣を得るため、買いたいものがあるためなどの中には、カメラ、時計、自転車、ラジオなど高価な品物や娯楽品などを買うことを目的としたものなどが相当みられます。新聞配達の仕事は健康によいと考えている児童や親もありますが、一部の例外はあるでしょうが、一般的には過労を来たしていることは明らかです。ある中学校に調査に行った際、校庭
	(100.0%) 632人	(11.7) 74	(63.9) 404	(17.1) 108	(4.6) 29	(1.3) 8	(0.1) 1	(1.3) 8	
朝刊	158	(7.0) 11	(76.0) 120	(15.8) 25				(1.2) 2	
夕刊	364	(17.3) 63	(74.4) 271	(0.7) 28	(0.3) 1	(7.3) 8		(0.3) 1	
朝夕刊	109		(12.3) 13	(50.4) 55	(25.7) 28		(0.9) 1	(3.7) 4	
(渋谷時報)	1							1	

第3表　賃金使途内容（購入希望品名）別新聞配達児童数（延数）

区分	計	本	カメラ・時計・自転車等高価な物	衣服類	学用品	娯楽品	月謝等の算珠	身廻品	ラジオ（部品を含む）	日用品	その他	不明
購入希望ある児童数	(100.0%) (420) 470人	(11.7) 49	(11.4) 48	(9.8) 41	(7.6) 32	(6.0) 25	(5.0) 21	(4.0) 17	(3.8) 16	(1.7) 7	(0.2) 1	(50.7) 213

(注)　(420) 人）は実数

第4表　継続年数別新聞配達児童数

継続年数別 / 年令別	計	1か月未満	1か月～2か月未満	2か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年未満～2年未満	2年以上	不明
計	(100%) 632人	(11.3) 73	(9.8) 61	(7.3) 46	(25.1) 159	(25.5) 161	(13.6) 86	(5.9) 37	(1.5) 9
12才	30	4	2	6	9	7	2	—	—
13才	241	28	28	17	68	66	23	7	4
14才	285	40	28	19	68	73	41	12	4
15才	76	1	3	4	14	15	20	18	1

第5表　仕事の内容別新聞配達児童数

区分		新聞配達児童数	
計		(100.0%)	632人
(1) 新聞配達だけするもの		(14.7)	93
新聞配達と	(2) おりこみをするもの	(15.8)	100
	(3) 集金をするもの	(2.4)	15
	(4) 拡張をするもの	(1.6)	10
新聞配達と	(5) おりこみ・集金をするもの	(3.2)	20
	(6) 集金・拡張をするもの	(1.4)	9
	(7) おりこみ・拡張をするもの	(13.0)	82
(8) 新聞配達とおりこみ集金・拡張をするもの		(6.7)	42
(9) 新聞配達とおりこみ・集金・拡張・紙とりをするもの		(5.4)	34
(10) その他		(35.8)	227

(注)　(10) その他は (9) の他に雑用等もするものである。

でバレーボールなどして遊んでいる生徒をみて、どの生徒もこれが中学生かと思う程立派な体格をしているのに驚きました。ところがその後で新聞配達をしている生徒五〇名程を講堂に集めて頂いたのですが、ここに集つた生徒たちは、これが校庭にいる生徒たちと同じ中学生かと疑う程小さかつたのに驚かされました。

就業の動機は新聞配達の仕事の継続期間に反映していま す。六三二人の児童のうち就業後三月未満の者は二八・四%、六月未満では五三・五%、一年未満では七九%となつていて、一年以上継続しているものは二一%に過ぎません。このことは、新聞配達の仕事も長続きがせず、移動が激しいことを物語つています。学校側では新聞配達は一種の流行であるとみ ている向もありますが、たやすい仕事のようにみえても天候、季節のような自然条件、起床時刻などからみて強い意志と忍耐を要する仕事であり、児童にとつて大きな負担になることなどがからみ合つて、長期間継続してやることを困難にしているといえるでしょう。

物を買うだけの金ができると止める子供が多くて困るといつています。就業の動機が切実な家計上の問題などでどうしても継続してやらなければならない場合の他、短期間で止める児童が多いのも当然

第6表　配達受持時刻別，配達部数別新聞配達児童数

受持別 / 部数別	計	100部～未満	100部～199部	200部～299部	300部～399部	400部～499部	500部以上	不明
計	(100.0%) 522人	(14.9) 78	(66.3) 346	(17.6) 92	(0.6) 3			(0.6) 3
朝刊	158	20	106	30	1			1
夕刊	364	58	240	62	2			2
朝夕刊	(100.0) 109		(12.8) 14	(39.5) 43	(28.4) 31	(14.7) 16	(4.6) 5	

第7表　配達受持時刻別，配達所要時間別新聞配達児童数

朝夕刊 / 時間別	計	1時間未満	1時間～2時間未満	2時間～3時間未満	3時間～4時間未満	4時間～5時間未満	5時間以上	不明
計	(100.0%) 632人	(11.7) 74	(63.9) 404	(17.1) 108	(4.6) 29	(1.3) 8	(0.1) 1	(1.3) 8
朝刊	158	(7.0) 11	(76.0) 120	(15.8) 25				(1.2) 2
夕刊	364	(17.3) 63	(74.4) 271	(0.7) 28	(0.3) 1	(7.3) 8		(0.3) 1
朝夕刊	109		(12.3) 13	(50.4) 55	(25.7) 28		(0.9) 1	(3.7) 4
(渋谷時報)	1							1

第8表　配達受持時刻別，新聞販売所に集合の時刻別新聞配達児童数

受持別 / 時刻別	計	3時30分前	3時30分～4時前	4時～4時30分前	4時30分～5時前	5時以降	不明
朝刊	(100.0%) 267人	(7.1) 19	(16.5) 44	(51.6) 138	(3.7) 10	(19.9) 53	(1.2) 3
夕刊	(100.0%) 473人	(1.3) 6	(36.2) 171	(55.4) 262	(6.3) 30		(0.8) 4
(渋谷時報)	(100.0%) 1人	(100.0) 1					

(注)　朝刊の場合は午前，夕刊の場合は午後の時刻を示す。

第9表　配達受持時刻別，賃金（手取額）階級別，新聞配達児童数

受持別 / 賃金階級別	計	1,000円未満	1,000円～1,500円未満	1,500円～2,000円未満	2,000円～2,500円未満	2,500円～3,000円未満	3,000円以上	不明
計	〔1〕 540人	43	222	149	63	21	〔1〕 39	3
朝刊	(100.0) 141	(6.4) 9	(33.3) 47	(41.1) 58	(9.9) 14	(3.6) 5	(5.0) 7	(0.7) 1
夕刊	(100.0) 299	(10.7) 32	(55.2) 165	(26.7) 80	(6.7) 20	(0.7) 2		
朝夕刊	(100.0) 100	(2.0) 2	(10.0) 10	(11.0) 11	(29.0) 29	(14.0) 14	(32.0) 32	(2.0) 2
(渋谷時報)（月3回）							1	

(注)　(1) 25日以上稼動したものについてのみ　(2) 〔 〕内は渋谷時報

三、仕事の内容と労働条件

新聞配達の仕事は単に新聞を各戸に配達するということだけではありません。朝刊ですと未明の三時か四時頃に駅などに到着した新聞をとりに行く仕事、これを紙（かみ）とりといつています。それから広告の折込、集金、読者拡張と、これらの仕事の全部あるいはそのうちいくつかを配達と併せてやつているのが普通です。読者の拡張や集金は児童にとつては重荷で、この仕事は嫌われています。読者の拡張は販売店にとつても児童にとつても真剣な問題です。児童は読者の獲得によつてほう賞金がもらえるからです。そのため、郵便受に入つている他の新聞を抜取つて信用を落させ、自分の新聞をとつてもらうというようなことも起りがちです。よく販売店の壁に各自の拡張成績がグラフで書かれているのを見かけますが、児童にとつては心理的負担となつてしまうことも多いようです。

新聞は朝夕刊にかかわらず早く配達しないと読者に喜ばれませんので時間的に制約を受けます。調査の結果では配達部数は一〇〇～二〇〇部の者が最も多く（六六・三%）なつています。従つて配達戸数も一〇〇～二〇〇戸ということになりますが、この場合配達に要する時間は一時間から二時間（六三・九%）となつています。中には三〇〇部以上配達する者もいますので配達時間もずつと長くなります。朝刊配達の場合は三時半までに販売店に集合する者七・一%、三時半から四時までの者一六・五%、四時から四時半までの者五一・六%となつていますから、これによつて児童が起床する時刻も推定されます。夕刊の場合ですと学校がひけてから販売店に行くまでに殆んど時間の余裕のない日が多く、ときには早退することもあり、クラブ活動などに参加できないことが多いようです。

配達児童の賃金をみますと、回答のあつた五四〇人中一、〇〇〇～一、五〇〇円のもの二二二人（四一・一%）、次いで一、五〇〇～二、〇〇〇円のものが一四九人（二七・六%）で、この両者で七割近くを占めています。

欠勤したり、新聞が読者に届かなかつたり、新聞を断られたりすると減給されることもあります。

四、災害事故

新聞配達は単純な仕事のようですが災害や事故も相当あります。調査した六三二人の児童のうち一五八人（二五%）が災害にあつています。災害事故の内容をみますと、最も多いのは犬にかまれたもので七八人（四九・四%）ころんで怪我したもの二二人（一三・九%）、その他自転車、自動車にはねられたもの、釘をさしたもの、どぶに落ちたものなどとなつています。犬は新聞配達児童にとつて最も難物です。先頃犬のけい留是非の問題が起つていましたが、犬による災害がこんなに発生しているのをみても、これが野放しにされたら新聞配達児童の生命、身体は著るしく危険にさらされます。犬より先ず人間を護ることが大切です。

配達児童が災害を受けた場合その治療に要する費用を店主が負担しているのは一割程度に過ぎません。多くは自己の負担となつています。

五、就業による影響

新聞配達をすることによつて起る影響としては大別して児童の健康に対するものと学業に対するものの二つを考えることができます。先ず健康の面についてみますと、現在の健康状態を頑健、普通、やや弱い、虚弱の四つに分けてみると受持先生の所見では普通が最も多く、七〇・五%、頑健が一八・五%、やや弱いが九・七%、虚弱〇・三%となつています。これに対し、就業が健康に及ぼす影響についての所見をみますと、全然影響がないと思われる児童は二六八人（五九・三%）、多少影響があると思われるもの一六五人（三六・五%）相当影響を及ぼしていると思われるもの一三人（二・九%）その他となつています。その内容をみますと、疲れ易い（七〇人）、欠席が多くなつた（六人）、体力消耗（六人）、睡眠不足がみられる（一九人）となつています。また好ましい影響として規則的な運動のためか、体がかつちりしてきた（四人）、耐久力が養成された（一人）などがありますが、全体として悪い影響の方が多くあらわれています。

学業の面についてみますと、健康の場合より一層悪い影響の方が多くなつています。先生の所見から児童の成績状況をみますと、優秀五・八%、普通四〇%、やや劣る三二・七%、劣る一八・八%となつています。学業に対する影響については全然影響がないと思われる児童三三・六%、多少影響があると思われるもの五八・六%、相当影響を及ぼしていると思われるもの六・七%、その他となつていまして、学業に対する影響は相当なものです。

勉学上の困難の有無について児童の約半数が困難ありと答えており、その内容としては時間の余裕がなく宿題、予習、復習ができない。ねむくて勉学ができない。試験のとき困る。疲れて勉強できないなどの理由をあげています。先生の所見も児童の回答を裏付けています。すなわち、クラブ活動、学校や級の行事に十分参加できない児童（二九人）、いねむりをするもの（二四人）、学習態度が怠惰（六人）、放心状態のときがある（三人）、落着かず学習に集中せず注意力が散漫であり、八十枚配達が済みますと、どこの家でも夕食の準備で一生懸命です。私は配達してから思つたことを述べてみます。第一に犬がかみつくことです。私の地区には十数匹おりますが、そのうち六、七匹はすきがあつたらどこかかみついてやろうというような顔でほえたてます。それで私は犬には必ずくさりをつけてもらいたいことです。第二に世間の人がもつと理解ある良心的な態度で接していただきたいことです。私が「おはんです」と戸を開けて新聞を入れますと大抵は「はい」とか「ありがとう」とか「ごくろうさん」といつてくれます。こうしてくださると何となくうれしくなるのですが、新聞を入れておじぎをしてもろくな挨拶をしてくれるでもなく、ある人は私の手から新聞をひつたくるようにして持ち去るというようなことがほんの少人数いるのです。新聞を配達してから今日まで二、三枚不配したのです。その時も不配した家から「おめだずはよく入が変るもんだ、こんど不配したら新聞など取んねど」とお説教をいただきました。……第四は私達は学生であることを忘れてはならんと思います。ある人は集金の金をごまかして、お金を他の所に使つたということもあります。又配達で疲れて授業時間にいねむりをしたり、ひどいことには病気になつて学校を休んでしまつたということです。うのために、活動的でなく、気力がない（一八人）、授業中だるそうな様子をする（四人）、睡眠不足がみられる（一九人）となつています。また好ましい影響として規則的な運動のためか、体がかつちりしてきた（四人）、耐久力が養成された（一人）などがありますが、全体として悪い影響の方が多くあらわれています。

学業の面についてみますと、健康の場合より一層悪い影響の方が多くなつています。先生の所見から児童の成績状況をみますと、優秀五・八%、普通四〇%、やや劣る三二・七%、劣る一八・八%となつています。学業に対する影響については全然影響がないと思われる児童三三・六%、多少影響があると思われるもの五八・六%、相当影響を及ぼしていると思われるもの六・七%、その他となつていまして、学業に対する影響は相当なものです。

勉学上の困難の有無について児童の約半数が困難ありと答えており、その内容としては時間の余裕がなく宿題、予習、復習ができない。ねむくて勉学ができない。試験のとき困る。疲れて勉強できないなどの理由をあげています。先生の所見も児童の回答を裏付けています。すなわち、クラブ活動、学校や級の行事に十分参加できない児童（二九人）、いねむりをするもの（二四人）、学習態度が怠惰（六人）、放心状態のときがある（三人）、落着かず学習に集中せず注意力が散漫であり、八十枚配達が済みますと、どこの家でも夕食の準備で一生懸命です。私は配達してから思つたことを述べてみます。第一に犬がかみつくことです。私の地区には十数匹おりますが、そのうち六、七匹はすきがあつたらどこかかみついてやろうというような顔でほえたてます。それで私は犬には必ずくさりをつけてもらいたいことです。第二に世間の人がもつと理解ある良心的な態度で接していただきたいことです。私が「おはんです」と戸を開けて新聞を入れますと大抵は「はい」とか「ありがとう」とか「ごくろうさん」といつてくれます。こうしてくださると何となくうれしくなるのですが、新聞を入れておじぎをしてもろくな挨拶をしてくれるでもなく、ある人は私の手から新聞をひつたくるようにして持ち去るというようなことがほんの少人数いるのです。新聞を配達してから今日まで二、三枚不配したのです。その時も不配した家から「おめだずはよく入が変るもんだ、こんど不配したら新聞など取んねど」とお説教をいただきました。……第四は私達は学生であることを忘れてはならんと思います。ある人は集金の金をごまかして、お金を他の所に使つたということもあります。又配達で疲れて授業時間にいねむりをしたり、ひどいことには病気になつて学校を休んでしまつたということです。う

第 10 表　就業が健康に及ぼす影響の程度別新聞配達児童数
（過去3か月以上稼働したものについて）

区分	計	影響とは全然ないと思われる	多少影響があると思われる	相当影響を及ぼしていると思われる	不明
新聞配達児童数	(100.0%) 452人	(59.3) 268	(36.5) 165	(2.9) 13	(1.3) 6

第 11 表　就業が学業に及ぼす影響の程度別新聞配達児童数
（過去3か月以上稼働したものについて）

区分	計	全然影響がないと思われる	多少影響があると思われる	相当影響を及ぼしていると思われる	不明
新聞配達児童数	(100.0%) 452人	(33.6) 152	(58.6) 265	(6.7) 30	(1.1) 5

第 12 表　生活程度別新聞配達児童数

区分	計	富有	普通	やや貧困	貧困	不明
新聞配達児童数	(100.0) 632		(39.0) 246	(40.4) 255	(19.3) 123	(1.3) 8

第 13 表　生活保護法の適用・非適用世帯別新聞配達児童数

区分	計	適用世帯	非適用世帯	不明
新聞配達児童数	(100.0) 632	(19.1) 121	(77.8) 491	(3.1) 20

六、家庭の環境

六三二人の配達児童の家庭環境をみますと、両親健在のものは七五・三%で、父のない者一九・七%（一二五人）、母のない者三・二%、両親のない者一・三%となつています。これら児童の家庭で貧困によつて生活保護を受けている家庭が一二一世帯（一九・一%）となつています。家族構成では家族数六人以上の家庭が六二・三%です。家計の主な負担者は父というのが最も多く、六九・七%、母一三・八%、兄一〇・六%、その他となつています。こうした家庭環境からみて、どうしても児童が働いて家計をたすけ、あるいは自分の学費を稼がなければならない切実な事情の児童もいることを見逃すことはできません。

むすび

婦人少年局では今年の五月、働く少年少女の生活作文を募集しましたが、これに応募した中学生の新聞配達の作文に次のようなのがあります。

「私は新聞配達です。昨年の十月から配達を始めました。私は夕刊を配達しております。学校の授業が午後三時に終ります。又掃除当番の時には三十分遅くなります。夕刊は四月から十月までは午後四時に新聞が来ます。十月から三月までは午後三時に来ます。それですから新聞屋に行きますとみんな行つた後に行つて新聞の部数を確かめてそれから百二十五枚の新聞を配達するのです。三十枚頃までは いつも駈足で配達し、そろそろ疲れた時に岩切場の家に二枚配達します。いつもこの二軒まで往復するのに十分ほどかかります。それで私は適当な場所に新聞入れを作つて下さつたらと思うのです。……七

これらのことは一か月の仕事してわずかのお金をいただくことです。兄さんも配達していますが、お金の何割か貯金して、あとの半分は学校の経費に、その他はお小使いにしています。そして貯金が増していくことがうれしいようです。なぜなら自分の力で修学旅行に行くのだと意気込んでいるからです。」

この作文でも新聞配達の実情がうかがわれ、いろいろな問題点がわかります。生徒が新聞配達をすることの是非についての学校側の意見をみますと、少数の意見としては

(1) 中学生のアルバイトとしては恰好な職種である。

(2) 家計及び学費の補助金を得ることのできる点はよい。

(3) 働くという習慣をつける意味ではよい。

などがみられますが、大部分の意見は否定的であり、やむを得ない場合にのみ条件付でこれを認めるというものです。その主なる意見をみますと、

(1) 健康上好ましくない。

(2) 学業に差支える、放課後の生徒活動が不可能、学業時間の減少。

(3) 集金、拡張は不適当、（過重労働となり、必要以上の責任とこれを業者が強いれば非行の原因となる。）

(4) 業務上の災害に対する補償が十分でない。

(5) 朝夕刊の両方は無理である。このような理由から「発育期にある児童にとつて、就業は好ましいものではないが、経済的にやむを得ない事情もあるので、全面的にやめさせるのは困難と思われる。従つて労働条件の改善等を前提条件として真にやむを得ないものだけ就業させるようにしたい」というような意見が多く、業者に対する要望としては

(1) けが、病気等の治療費は使用者が負担すること。

(2) 朝・夕刊の配達は無理だから配達部数を少くして労働時間を短くする。

(3) 業者は学校と連絡して児童を雇用すること。

(4) 採用時はつきりした契約を結ぶこと。

(5) 読者拡張のため競争意識をかりたてる手段としてグラフなどで図示したり、賞品でつつたりするのはやめてほしい。

(6) 休む場合物心両面から安心して休めるようにすること。

などがみられます。これらの意見や要望は自ら新聞配達児童の保護福祉対策の要点となるもので、今後さらに雇用主に対する関係法規の順守の徹底とともに児童の父兄、一般社会の理解と協力を求めなければならないのですが、特に児童の生活指導や児童の家庭に対する連絡指導等に当られる先生方の活動に期待したいと思います。

戦後における婦人問題文献目録（6）（* 印は単行本）

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
(IV. 婦人と法律 2. 家族に関する法律，その他 つづき				
配偶者ある者の縁組の成立について	山本正憲	法学新報	(62—3)	〃
フランス養子法概説	〃	〔岡山大学〕法経学会雑誌	(9)	〃
夫婦共同縁組の成立と解消	〃	〃	(10)	〃
共同相続の実態と一考察	日高逸馬	法学会誌	(7)	〃
いわゆる「父の捜索」	潮地 博	法律のひろば	(8—6)	〃
妻は夫の使用者に対して夫の不法行為を理由とする訴を提供することができるか	塚本重頼	英米法学	(6)	〃
現行英国後見法の発展—3—	遠田新一	〔広島大学〕政経論叢	(4—3)	〃
近世庶民社会の親族組織	大竹秀男	神戸法学雑誌	(4—4)	〃
近代養子法の性格と島根県における養子の実状に関する一資料	池永益夫	島根大学論集（社会科学）	(1)	〃
家族法入門	青山道夫	法律文化社		〃
家族法入門 —市民のための家族法—	〃	〃		〃
ドイツ民主共和国家族法草案（資料）	（久野勝次）	家庭裁判月報	(7—5)	〃
財産分与の一考察（二・完） —とくに内縁解消と財産分与—	田中 実	法学研究	(72—5)	〃
a. 資料				
文献目録		私法	(1)	49
家族法参考文献目録		最高裁判所家庭局，（家庭裁判資料 30）		53
3. 裁判に関して				
*改正戸籍法，新正家事審判法	佐々木英一	法文社		48
*家事審判法	田中 盈	海口書店		〃
*家事審判法詳解	〃	都政タイムス社		〃
*改正民法と家事審判	雛子 一	小笠原書店		〃
*改正民法家事審判法	新法令研究会編	ライト書房（豊川）		〃
家事審判所の組織管轄及び手続について	豊水道祐	判例タイムズ	(3)	〃
家事審判と新民法	大浜英子（座談会）他	法律時報	(21—3)	49
日米家事審判制度の比較	斉藤秀夫	判例タイムズ	(5)	〃
改正民法と家事審判法	末川 博	私法	(1)	〃
家庭裁判所の話 —2—	田中孝子	弘道	(58—653)	〃
家庭裁判所事件の概況(1) —昭和24年上半期—	最高裁判所事務総局家庭局	法曹事報	(1—10)	〃
司法資料 —大阪家庭裁判所決議集(6～11)	大阪家庭裁判所編	民商法雑誌	(24—1～6)	〃
家庭裁判所事件の概況(2) —昭和24年度上半期—	最高裁判所	法曹時報	(2—1)	50
家事調停における審判	山木戸克己	私法	(2)	〃
家庭裁判所の話	高木常七	弘道	(59—656)	〃
大阪家庭裁判所家事審判部決議集(12)	沢井 保	民商法雑誌	(25—1)	〃
〃 (13)	加納 実	〃	(25—2)	〃
〃 (14～17)		〃	(25—3～6)	〃
家庭裁判所関係法規集	最高裁判所家庭局	同左		
大阪家庭裁判所家事審判部決議集(18)	原田 修	民商法雑誌	(26—1)	〃
〃 (19)	吉川寛吾	〃	(26—2)	〃
大阪家庭裁判所家事審判部決議集(20)	堀島武雄	〃	(26—3)	51
訴訟と家事審判	山木戸克己	神戸法学雑誌	(1—2)	〃
家事審判法略説	武富貴志男	自由と正義	(2—4)	〃
*改訂増補家事審判調停申立書式要綱(2版)	武中浅一	大雅堂（京都）		〃

(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
家庭裁判事件の概況 —1—	最高裁判所家庭局，法曹時報		(3—3)	〃
家庭裁判所事件の概観(2完) —昭和24年7月より昭和25年6月まで—	最高裁判所家庭局，法曹時報		(3—4)	〃
家事審判制度に関する研究討論	最高裁判所司法研修所，同左（裁判官特別研究叢書）第18号			〃
女性裁判史 （近代文庫）	瀬原時雄，創芸社			52
家庭事件の法律問題 —民事判例研究—	下山伊三郎，経済関係新判例		(8—2～6)	〃
〃 (1～5)				
〃 (6～9)	〃	〃	(9—1～4)	〃
大阪家庭裁判所審判部決議録(25)	若木忠義，民商法雑誌		(27—2)	〃
(26)	藪田康雄，〃		(27—3)	〃
家事調停実務上の原則と方法	帆足みゆき，法曹公論		(53—1)	〃
家庭裁判所事件の概況(1) —家事事件三年間の回顧—	最高裁判所家庭局	法曹時報	(4—5)	〃
米国の家庭人事裁判所	石垣綾子，時の法令		(55)	〃
家庭裁判関係法規集	最高裁判所家庭局，同左			〃
家事事件関係法規集	〃	〃		〃
家庭裁判の制度についての座談会	〃	（裁判官特別研究叢書 第32号）		〃
家事審判法の実務的研究	〃	（司法研究報告書 第4集第6号）		〃
家事事件の保全処分 —1—	宮脇幸彦，判例タイムス		(4—4)	〃
家事調停の不履行対策	丹生義孝，法律のひろば		(6—5)	〃
家庭裁判所事件の概況(1)	法曹時報		(5—6)	〃
大阪家庭裁判所家事審判部決議集	大阪家庭裁判所	家庭裁判月報	(4—11)	〃
家事調停事件の事後調査結果	静岡家庭裁判所	〃	(4—11)	〃
米国の后見制度	最高裁判所家庭局（家庭裁判資料 26）			〃
家事事件判例通達学説要覧	〃	〃	29）	〃
全国家事審判官合同要録	〃	〃	31）	〃
全国家事調査官合同要録	〃	同左		〃
家庭裁判所と警察との関係における質疑応答並びに参考通達等の抜すい	〃	〃		〃
将来の家庭裁判所	ポール・W・アレキサンダー	家庭裁判月報	(6—4)	54
アメリカ地域社会と家庭裁判所	森田宗一	〃	(6—7)	〃
家庭裁判所事件の概況（昭和23年度）		法曹時報	(6—10)	〃
家庭裁判所の夜間調停	宇田川潤四郎，ジユリスト		(89)	55
4. 婦人と法律				
新しい法律と国民の生活	末川 博，女性改造		(3—9)	48
女性のためのわかりやすい民法	田辺繁子，東北書店			〃
*女性と法律 （愛育社文化叢書第15）	〃 ，愛育社			〃
*女性のための新民法（2，3版）	田辺繁子，東北書房			49
第五回に拾う —女性にもっとも関係の深い法案はなにか，注目すべき問題としてなにがあったか—	女性改造		(4—7)	
*改正民法余話 —新しい家の倫理—	我妻 栄，学風書院			〃
*やさしい民法 —新しい婦人の地位—	労働省婦人少年局，中央労働学園			
*婦人のための法制の知識（その1）	（インフオメーションシーツ第1集）			〃
*家庭の法律百科 （以下次号）	穂積重遠，海野晋吉共編，日本評論社			50

「婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について」

——厚生・労働両事務次官の通達——

厚生省発社第一二九号
労働省収婦第二五号
昭和三十一年七月十二日

各都道府県知事
婦人少年室長　殿

厚生事務次官
労働事務次官

婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について

第二十四回国会において成立をみた、売春防止法は本年五月二十四日法律第百十八号をもつて公布され、保護更生に関する部分は明年四月一日から施行されることになつたが、その施行までの間における標記の件に関し左記のとおりその実施の要領を定めたので、その実施に関しては格段の御配慮を願いたい。

記

婦人の転落防止及び保護更生対策実施要領

一、趣　旨

売春防止法制定の趣旨に鑑み、その施行までの間においても、婦人の転落防止及び保護更生対策を一層強力に推進する必要があるので、関係行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二、措　置

次の関係機関は、相互の連絡を緊密にして転落のおそれのある婦人（以下「対象者」という。）につき、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

(一)　婦人相談所

1　主要都市に、その都市を管轄する都道府県（北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）が設置する。

2　所長その他所要の職員を置き、対象者に関する各般の問題につき、相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに附随して必要な指導を行う。

3　必要と認めた場合は、一時収容保護を行う。

(二)　婦人相談員

1　都道府県又は市に、非常勤の婦人相談員を置く。

2　婦人相談所を設置する都道府県にあつては、婦人相談所所属、その他の県にあつては県本庁所属、市にあつては当該市本庁又は福祉事務所所属とする。

3　売春環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所に駐在して、面接、調査、訪問、指導等の業務を行い、対象者の生活の援護、就職の助成等につき関係機関に連絡あつ旋するものとする。

(三)　福祉事務所

婦人相談所及び婦人相談員と密接な連絡の下に、対象者に対し、必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付その他の援護の措置を積極的に講じ、又は医療、職業更生その他の措置につき関係機関へ連絡あつ旋する。

(四)　児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他必要な措置を講ずる。

(五)　婦人少年室

婦人少年室協助員を増員し及び、婦人少年室婦人問題相談員をあらたに配置する。

対象者について婦人の地位の向上その他婦人問題の見地から調査啓蒙及び相談を行う。

(六)　性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しても適正な治療を実施し、もつて心身ともに健全な状態において更生せしめ社会生活に復帰させる。

(七)　婦人保護施設

対象者のうち、収容保護を適当とするものを収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、もつてそのすみやかな更生を図る。

(八)　協力機関

次に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、婦人少年室と密接な連絡の下に、対象者の早期発見につとめその相談に応じ、常時必要な指導を行うとともに、担当地区内の婦人の転落防止その他一般啓蒙活動を行う等この要綱実施のために積極的に協力するものとする。

1　民生（児童）委員
2　婦人少年室協助員
3　保　護　司
4　更生保護事業を営むもの

5　人権擁護委員

(九)　関係行政機関、団体等との協力

婦人の転落防止及び保護更生対策を綜合的且つ強力に推進するため、関係行政機関、団体等と緊密に協力するものとし、これがため常時連絡を密にし、必要に応じ、連絡協議会等の設置を考慮するものとする。

賣春防止特別活動実施要領

労働省婦人少年局

一、趣　旨

社会一般が、売春問題についての認識を深めるよう啓発するほか調査、相談等の業務を総合的に行うことにより、売春の防止に資する。

二、期　間

昭和三十一年九月十五日――十月十五日

三、活動の重点

1　売春防止についての正しい認識の啓発

2　売春防止法制定の趣旨の周知

3　売春をなくすための世論の喚起ならびに婦女・業者の転廃業機運の促進

4　転落防止、保護更生等の制度及び施設の周知

5　婦人少年室、婦人少年室協助員及び婦人少年室婦人問題相談員による相談業務の活潑な実施

四、方　法

1　広報活動　ひろく一般社会に対して、本活動の趣旨の徹底をはかるために次のことを行う。

(1)ポスター・リーフレットの作成配布

(2)講演会・懇談会等の開催

(3)機関紙(誌)の活用

2　調査及び情報収集　転落原因ならびに更生に際しての問題点を明らかにするための調査を実施し、また資料及び情報の収集を行つて実情把握につとめる。

3　関係諸機関との連携の強化　売春防止に関する具体的方策の実施について、関係行政機関及び民間諸団体の緊密な連携態勢を強化する。このため連絡会議等を開催する。

4　関係機関への協力依頼　本活動を強力に推進するため、取締り、保護更生、教育等関係官公庁及び民間諸団体、報道機関の協力を求める。

ごらんになりましたか

○年少労働調査資料No.38
年少労働者の不当雇用調査報告
―関東甲信越篇―

○労務管理テキスト
中小企業に働く年少者のために

○リーフレットNo.59
みんなで働く年少者の福祉をたかめましょう

○婦人関係資料シリーズNo.8

○全国婦人会議記録、第三、四回分二冊

全国売春関係地域数，業者数及び従業婦数　（昭和31年4月30日現在）

労働省婦人少年局調

県名＼項目	I 組織売春 特殊飲食店街 地域	業者	従業婦	二業地及び三業地 地域	業者	従業婦	特飲以外の集娼地 地域	業者	従業婦	駐留軍基地 地域	業者	従業婦	小計 地域	業者	従業婦	II 街娼 日本人相手	外人相手	III 散娼 日本人相手	外人相手	街娼・散娼合計	売春婦数総計
北海道	10	13	384	0	0	0	31	462	1,685	4	71	393	45	663	2,462	726	0	0	0	726	3,188
青森	12	114	516	2	2	24	3	147	471	2	133	1,006	19	396	2,017	0	150	0	40	190	2,207
岩手	13	131	493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	131	493	0	0	0	0	0	493
宮城	8	119	507	0	0	0	6	50	150	1	20	100	15	189	757	180	1,000	100	0	1,280	2,037
秋田	20	256	519	2	18	50	20	249	588	1	1	3	43	524	1,160	10	0	120	0	130	1,290
山形	5	46	222	9	135	254	13	203	444	1	9	29	28	393	949	31		6		37	986
福島	19	177	573	17	352	940	17	159	376	0	0	0	53	688	1,889	*	*	*	*	*	1,889
茨城	14	181	390	14	208	440	56	672	1,206	0	0	0	84	1,061	2,036	0	0	0	0	0	2,036
栃木	6	184	432	17	407	839	21	237	474	0	0	0	44	828	1,745	0	0	0	0	0	1,745
群馬	18	276	673	12	181	390	8	79	160	9	0	0	47	536	1,223	*	367	*	*	367	1,590
埼玉	19	232	661	17	244	537	7	59	126	5	311	483	48	846	1,807	0	320	0	100	420	2,227
千葉	12	172	567	12	219	563	7	137	314	3	32	96	34	560	1,540	0	0	0	0	0	1,540
東京	16	1,224	4,280	50	2,331	4,984	6	813	2,350	5	217	1,685	77	4,585	13,299	2,200	800	2,100	700	5,800	19,099
神奈川	17	875	3,375	30	445	849	21	281	1,110	6	1,926	4,055	74	3,527	9,419	621	774	0	0	1,395	10,814
新潟	18	171	524	57	861	1,691	*	*	*	0	0	0	75	1,032	2,215	30		283		313	2,528
富山	34	503	1,544	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	503	1,544	200	0	0	0	200	1,744
石川	17	338	889	10	167	562	8	75	147	0	0	0	35	580	1,598	0	0	0	0	0	1,598
福井	9	162	566	5	67	161	0	0	0	0	0	0	14	229	727	0	0	0	0	0	727
山梨	9	265	798	4	14	199	0	0	0	2	10	60	15	289	1,057	100	20	151	0	271	1,328
長野	61	674	1,204	27	450	1,139	24	1,123	2,635	0	0	0	112	2,247	4,978	0	0	0	0	0	4,978
岐阜	5	156	841	19	318	1,014	9	166	501	1	40	180	34	680	2,536	122	80	*	*	202	2,738
静岡	38	578	1,833	19	328	914	24	455	1,129	5	218	953	86	1,579	4,829	(206)	(600)	(206)	(600)	806	5,635
愛知	39	725	2,649	40	540	1,744	17	575	974	1	17	199	97	1,857	5,566	300	130	1,500	500	2,430	7,996
三重	30	331	1,340	7	100	173	0	0	0	0	0	0	37	431	1,513	0	0	0	0	0	1,513
滋賀	7	161	325	2	24	42	0	0	0	1	17	156	10	202	523	0	300	*	*	300	823
京都	14	1,087	2,305	12	761	941	8	8	73	4	0	0	34	1,856	3,319		1,000			1,000	4,319
大阪	6	570	3,140	6	391	2,013	6	214	595	1	35	135	19	1,210	5,883	2,400	600	400	100	3,500	9,383
兵庫	18	560	2,422	5	94	255	13	116	300	1	3	11	37	773	2,988	190	0	770	200	1,160	4,148
奈良	3	73	336	6	74	298	1	12	200	1	17	100	11	176	934	0	0	0	0	0	934
和歌山	6	169	587	9	104	194	12	262	574	1	6	20	28	541	1,375	10	0	833	0	843	2,218
鳥取	4	83	261	6	48	185	2	33	119	1	3	13	13	167	578	30	120	80	5	235	813
島根	9	93	314	5	36	206	0	0	0	0	0	0	14	129	520	0	0	0	0	0	520
山口	9	232	829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	232	829	(50)	0	(50)	0	50	879
広島	29	673	2,143	2	9	63	13	331	1,059	2	10	40	46	1,023	3,305	510	50	840	50	1,450	4,755
岡山	24	316	1,870	3	59	298	3	32	283	3	81	1,270	33	488	3,721	78	440	41	791	1,350	5,071
島根	2	100	344	6	82	142	5	134	259	0	0	0	13	316	745	0	0	600	0	600	1,345
徳島	12	177	564	1	27	45	13	125	335	0	0	0	26	329	944	140	*	70	0	210	1,154
香川	4	82	335	2	34	188	56	726	1,960	0	0	0	62	842	2,483	0	0	150	0	150	2,633
愛媛	7	190	815	0	0	0	24	173	576	0	0	0	31	363	1,391	0	0	0	0	0	1,391
高知	72	1,435	7,305	7	57	583	16	268	1,082	7	368	961	102	2,128	9,931	445	148	605	1,240	2,438	12,369
福岡	18	295	1,632	2	2	37	6	106	225	0	0	0	26	403	1,894	0	0	0	0	0	1,894
佐賀	26	589	2,329	1	37	77	3	109	318	6	224	700	36	959	3,424	50	100	150	*	300	3,724
長崎	34	670	2,804	6	49	267	*	*	*	1	0	0	40	719	3,071	40	250	15	10	315	3,386
熊本	20	414	1,704	1	21	90	14	392	1,438	1	225	487	36	1,052	3,719	*	*	*	*	*	3,719
大分	13	148	790	0	0	0	19	172	534	0	0	0	32	320	1,324	30	0	40	0	70	1,394
宮崎																					
鹿児島	3	71	364	1	14	30	37	399	1,229	1	1	2	42	485	1,625	300	0	0	0	300	1,925
計	789	16,208	59,298	453	9,310	23,421	549	9,554	26,029	72	3,995	13,137	1,863	39,067	121,885	8,682	5,649	8,565	3,736	28,838	150,723

資料出所　警察，各県公衆衛生課，労働基準監督署等

註　1．組織売春――業者によつて経営されているもの　2．街娼――街頭に立つて客をとるもの（ストリートガール）　3．散娼――ポン引，旅館，料亭等と連絡があり，それらの求めに応じて客をとるもの（コールガール）　4．特飲以外の集娼地――飲食店，旅館等の名目で売春の行われているところ（いわゆる青線地域）　5．地域――業者数が三軒以上のものを一地域とした。但し駐留軍基地は一つの基地を一地域とした　6．――なお，青森，佐賀の三業地の業者数については，芸妓置屋がないため検番数を記入した　7．（　）――街娼，散娼の区別が不能のため重複している　8．――――街娼，散娼で日本人相手，外人相手の区別が不能のもの　9．＊――把握できなかつたもの

女子の就業者数と完全失業者数　(1956 年 3 月)

産業別	女子	男子	女子に占める女子割合	雇用者中の女子割合	前年同月との女子の比較
	万人	万人	%	%	万人
総数	1,630	2,454	39.9		+ 24
就業者					
自営業者	245	825	22.9		+ 11
家族従業者	892	412	68.4		− 35
雇用者	493	1,216	28.8	100.0	+ 49
農林業	16	43	27.1	3.2	+ 2
漁業及び水産養殖業	2*	21	8.3	0.4	− 1
鉱業	3*	27	10.0	0.6	− 3
建設業	19	124	13.4	3.9	− 1
製造業	191	401	32.3	38.7	+ 40
卸売，小売，金融，保険，不動産業，運輸，通信その他の公益事業	94	183	34.1	19.1	− 6
運輸，通信その他の公益事業	25	173	12.6	5.1	+ 4
サービス業	130	156	45.5	26.4	+ 15
公務	14	89	13.7	2.8	± 0
完全失業者	54	53	50.9		+ 14

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1956 年 3 月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	9,276	21,109	43.9
鉱業	7,652	16,372	46.7
製造業	7,643	19,344	39.5
卸売及び小売業	9,105	19,874	45.8
金融及び保険業	17,919	40,558	44.2
不動産業	9,373	22,337	42.0
運輸通信及びその公益事業	13,926	22,966	60.6
建設業	7,077	14,875	47.6

—労働省労働統計調査部調—

◇七月の婦人界のうごき

七月一日　富山市丸の内に、鉄筋コンクリート二階建、総面積三百五十三坪の婦人会館が落成した。これは、県下婦人会員の募金によって工費二千二百万円（うち、県助成金三百万円、市有地三百五十坪無償貸与）で建設されたもので、ホール、図書室、談話室、料理室、簡易結婚式場、宿泊室などが設備され、婦人たちが教養を身につける憩いの場としても期待されている。

七月一日　インドの厚生大臣ラジクマリ・アムリット・カウル女史が来日、公衆衛生院での衛生教育の実施状況を視察する。

七月二日　四年前、右翼偏向の理由で追放されていたルーマニア共産党の指導者アンナ・パウケル女子（元外相）が、約一か月前に死亡した。六十三歳。

七月七日　京都市中京区壬生中川町小森ふじ子さん（58）は中共の夫を相手取って「離婚並びに慰謝料請求」の訴訟を二十七年以来京都地裁に提起していたが、七日、中共婚姻法に基いてこれを認める旨の判決の言渡をうけた。日本政府が中共と正式国交を開いていない現在、この判決は注目されている。

七月七日　文学座俳優杉村春子さんは、アジア連帯文化使節団（団長石川達三氏）としてアジア、ヨーロッパ各国を視察中だったが、羽田着のBOCA機で一行五名とともに帰国した。

七月八日　参議院通常選挙が行われ、加藤シヅエ、高田なほ子、藤原道子（以上全国区）、紅露みつ、近藤鶴代（以上地方区）の五氏が当選し、同院の婦人議員は十五名となった。また、今回の婦人の投票率は五七・七一％であり、男子に比べ九・一六％の低率であった。なお、加藤女史の得票は七十五万百五十八票であったが、これは参院選はじまって以来の新記録である。

七月上旬　労働省婦人少年局では、未亡人の職業対策の基礎資料を得るために「飲食店、旅館等に働く未亡人」の実態調査を行っていたがその結果を発表した。これによると、収入は平均七千五百十四円（過半数がチップ制または歩合制）で、全産業の女子平均に比べ約千七百円低く、労働時間は平均九時間三分、十一時間以上が三割強。なお、平均一・一人の子供を抱え、八割までが家計を一手に支えている。

七月十二日　労働省が「昭和三十年度労働白書」を発表したが、女子労働者数は四五二万人で、昭和二十五年度に比べ五割の進出となっている。

七月十四日　五十年間精神病患者の看護に尽し、昨年ナイチンゲール賞に輝いた都立松沢病院看護婦石橋ハヤさん（76）の胸像除幕式が、同病院中庭で行われた。これは、友人や後輩の人たちがその功労に報いるため拠金によってつくったものである。

七月十六日　日本のお母さんと世界のお母さんを結ぼうと「FW（世界友の会）マザー・クラブ」が結成され、東京丸の内工業クラブで結成式をあげた。初の仕事として、今秋メルボルンで開かれるオリンピック・フェアーに、日本の民芸品を送ることとなった。

七月二十日　「男女共学は弊害があるので再検討する。」と清瀬文相が記者団に発表。このことに端を発し、男女共学制是否の問題についての論議が盛んになり、婦人団体でもこれを多くとりあげている。

七月三十日　ハンガリーのブダペストで開かれた「世界婦人労働者会議」に出席した日教組婦人部副部長山本あやさん、日雇労務者の高静子さん一行九名が帰国。同夜、千代田区公会堂で報告会を行った。

七月　山形県婦人連盟結成十周年記念映画「今どきの嫁」が完成した。この映画の製作にあたって、婦人会員が一人五円の拠金をしたり、ロケの際の衣裳、住居の提供などに協力をした。

◇八月の婦人会の動き

八月一日　文部省は、ユネスコ国内委員会委員として、文化財保護委員長高橋誠一郎氏ら十七名を補充したが、その中には、評論家村岡花子、労働省婦人少年局長谷野せつ両氏の婦人の委員が含まれている。

八月一日　児童心理学者の波多野勤子氏（50）は、「幼児の発達と家庭教育」の論文を日大審査会に提出中であったが、この程文学博士号を贈られた。

八月三日～五日　世界平和評議会書記局員、前ベルギー国会議員イザベル・ブルーム女史（ベルギー）、国際民婦連副会長、作家モニカ・フェルトン女史（イギリス）、国際婦人平和自由連盟執行委員、作家シグネ・フォイエル女史（スエーデン）、中華全国民主婦女連合会副主席、魯迅未亡人許広平女史（中国）国際民婦連副会長マリ・クロード・ヴァイアン・クーチュリエ女史等は、八月六日～十一日まで、東京と長崎で開かれる第二回水爆禁止世界大会に出席のため来日した。

八月十七日　婦人P・T・A・会長の座談会が都教育庁の主催で新宿区戸塚第二小学校で開かれ、十七名が出席、主婦と会長の両立の難しさ、婦人会長なるが故の迫害などが打ち明けられた。

八月二十一日　原水爆禁止世界大会に参加した許広平（中国）、クーチュリエ（フランス）、フェルトン（イギリス）、フォイエル（スエーデン）、コロボーバ（ソ連）の五女史は二十一日都立杉並授産所、武蔵野保育園、同母子寮など社会施設の見学を行った。

八月二十二日　全日本婦人協議会（事務局長後藤俊子氏）は、日ソ交渉をめぐる領土問題で「日本の領土はひとにぎりでもソ連に渡すな」と銀座、新宿等の盛り場で署名運動を行った。

八月二十四日　農林省が食糧懇談会で発表した米の配給制度の改正について、婦人団体連合会、日本生活協同組合連合会、中央農業会議、総評など消費者、農村団体代表は衆議院第一議員会館会議室に集まり、統制撤廃反対を決議、合同で声明書を発表し二十五日から活発な反対運動を行うことになった。

八月二十五日　農林省の食糧懇談会で発表された米の配給制度簡素化案（河野構想）に対し、主婦連は緊急幹部会で反対の態度を決め、要望書を河野農相に提出した。

八月二十七日―二十九日　第二回日本母親大会（実行委員長河崎なつ氏）は、中央大学及び日本大学で行われ、約三八〇〇人の母親が全国から集まり、問題解決の為の活発な討議が行われた。なお、二十七日の総会には、来日中の許広平（中国）、モニカ・フェルトン（イギリス）、クーチュリエ（フランス）、コロボーバ（ソ連）の四女史が出席した。

八月二十八日　アメリカのシカゴにある「働く婦人グループ」の会員三十五人は、三年ばかりで二千ドルの旅行費用を積立て、七月四日にシカゴを出発、ヨーロッパ、中近東、アジア各地を回って、この程東京に来た。一行の職業は、看護婦、タイピスト、事務員と色とりどりで、年齢も二十二才から六十才までの婦人である。

八月二十九日　日本で初めての婦人外交官として、ニューヨークの国連代表部に勤務していた山根敏子氏（33）は、帰国の途中、カナダ航空旅客機墜落のため死去された。山根さんは女で外交官、領事官試験にパス（昭和二十五年）した最初の人である。

八月三十日　全国地域婦人連絡協議会（理事長山高しげり氏）は、文部省の社会教育審議会に対して「不良映画追放策に法的処置をもつて取締ることには賛成できない。法律によらない対策をたてられたい」との要望書を提出した。

昭和三十一年十月一日　印刷
昭和三十一年十月五日　発行
婦人と年少者　第四巻　第九号
定価　五十円　〒四円
編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
東京都新宿区山吹町三〇五
印刷人　石井完一
東京都千代田区神田一ッ橋一ノ一
（日本職業指導協会内）
発行所　婦人少年協会
電話九段（33）九五九七
九五九八
振替口座東京一〇七九一四

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和三十一年十月五日発行（毎月一回五日発行）
婦人と年少者（第四巻第九号）定価五〇円（送料四円）

労働大臣賞受賞・労働省婦人少年局編

明日をになうもの

◇労働省婦人少年局が全国の働く少年少女から募集した生活記録の中から五十篇を選び集録したもの

・働く少年少女の生活文集・

B6判 152頁・定価 140円・〒24円

◇親のない子供、苦しい生活の中でも向学心に燃えている子供、暗い生活の中で強く明るく生きようと努力している子供、なぜ自分はこう不幸かと考えている子供――働いている子供はシンを持っている。
（読売新聞社編集局教育部長 金久保通雄）

◇みんな粒がそろって、ある程度のできばえである。実生活に徹していて、観念的なことを云っている作文がないのが、一つのよい特長となっている。
（作家・婦人少年問題審議会長 平林たい子）

◇どの一篇をとっても、恵まれない境遇の中で、真剣に生活を追及している姿には敬服した。
（NHK教養課長 横尾克巳）

◇ものを見る眼も、考え方も、今年は一段と進んできた。しかし、その訴えは必ずしも強くはない。けれども、これに対してわれわれは襟を正して反省し、その実を示さなければならない。
（労働科学研究所長 桐原葆見）

発行所 東京都千代田区神田一ッ橋一ノ一
婦人少年協会
振替 東京一〇七九一四

これが評判のお醤油です

きのえ

暮しの手帳が二十四種類のお醤油の中から選んだ最高品です

味のよくきく

キノエネ醤油

千葉県野田市 キノエネ醤油合名会社